

令和 5 年 度

福祉の概要

東根市健康福祉部

福 祉 課

東根市民憲章

わたくしたちは

明るく前進する東根市民であることに誇りを持ち
愛する郷土のかげやかしい未来をひらくため

この憲章を定めます

一 自然を愛し 環境をととのえ

美しいまちをつくります

一 奉仕と感謝の輪を広げ

あたたかいまちをつくります

一 からだをきたえ 楽しく働き

豊かなまちをつくります

一 教養を深め

香り高い文化のまちをつくります

一 きまりを守り 進んで力をあわせ

住みよいまちをつくります

昭和五十二年十一月三日

市制施行二十周年記念制定

目

次

東根市の概況

1	東根市の地勢	1
2	人口等	1
3	民生費予算概要	4

福祉課の概要

1	福祉課の機構	6
2	主たる施策	9
1)	民生委員・児童委員の活動	9
2)	福祉推進員の活動	11
3)	身体障がい児・者の福祉	12
(1)	身体障害者相談員	13
(2)	身体障害者自立支援医療の給付	13
(3)	補装具費の支給	13
(4)	地域生活支援事業	14
(5)	特別障害者手当等の支給	17
(6)	市単独及び県助成事業	17
4)	知的障がい児・者の福祉	19
(1)	知的障害者相談員	19
(2)	障がい児通所支援	19
(3)	心身障害者扶養共済制度	20
5)	精神障がい者の福祉	21
(1)	自立支援医療(精神通院)の給付状況	21
6)	自立支援給付	22
(1)	介護給付	22
(2)	訓練等給付	25
(3)	計画相談支援	28
7)	要援護対策	29
(1)	生活保護世帯と人数	29
(2)	扶助別人員	29
(3)	世帯の労働力状況	30
(4)	世帯の類型別被保護世帯数	30
(5)	生活保護費支給状況	30
(6)	救護施設	31
(7)	中国残留邦人生活支援	31
(8)	生活困窮者自立支援	31
(9)	その他の事業	32
8)	高齢者の福祉	33
(1)	在宅福祉サービス	33
(2)	地域における生活支援	37
(3)	老人福祉施設入所状況	38
(4)	高齢者いきがい対策	39
(5)	敬老事業	40
(6)	敬老会共催事業	40

9) 介護保険業務	41
(1) 介護保険事業概要	42
(2) 低所得者利用者負担軽減対策認定者数	44
(3) 高額介護サービス費受給件数及び金額	44
(4) 高額医療合算介護サービス費受給件数及び金額	44
(5) 特定入所者介護サービス費受給件数及び金額	44
(6) 地域包括支援センター	44
(7) 介護予防・生活支援サービス事業	45
(8) 一般介護予防事業	45
(9) 介護保険特別会計決算状況	46
10) 児童の福祉	47
(1) 給付金事業	47
11) 戦傷病者・戦没者遺族等の援護	48
(1) 戦没者・戦傷病者遺族援護件数	48
(2) その他の援護件数	48
(3) 一時帰国及び引揚者	48
12) 一時応急援護	48
13) 日本赤十字社関係	49
(1) 日赤社員の募集増強運動	49
(2) 義援金・救済金活動への取り組み	49
(3) 災害救護活動	49
(4) 会員に対する弔慰	50
(5) いのちと健康を守る講習	50
(6) 地域奉仕団活動の推進	50
(7) 血液事業の推進	50
社会福祉法人 東根市社会福祉協議会の概要	51
制度の概要	63
市内の主な福祉施設一覧	78

東根市の概況

1 東根市の地勢

本市は山形県の中央部村山盆地に位置し、東に奥羽山脈、西に出羽丘陵を望み、南は天童市、西北にかけて河北町、村山市、尾花沢市、東は宮城県仙台市と隣接しています。

地形は、白水仙・村山野川・乱川の複合扇状地帯上に開け、東から西へ緩い傾斜をなしています。

気候は内陸性の気候区に属し、寒暖差が著しいものの比較的穏やかな自然条件に恵まれています。が、近年は気候変動を原因とする豪雨に伴う被害など、大規模な自然災害に見舞われています。

道路網は、中心部を国道13号が縦断し、東部には国道48号で仙台市と隣接、西部には国道287号が横断しており、東北中央自動車道の東根インターチェンジ及び東根北インターチェンジを有しています。更に、山形新幹線の停車駅であるJRさくらば東根駅、山形県の空の玄関口である山形空港を擁し、県内高速交通網の要衝となっています。

このような特性を活かして、本市は、目指す都市像を「豊かな環境 みんなが選ぶ 住みよいまち」とした「第5次東根市総合計画」に基づくまちづくりに取り組んでいます。

2 人 口 等

(1) 人口・世帯数の推移

(単位：人)

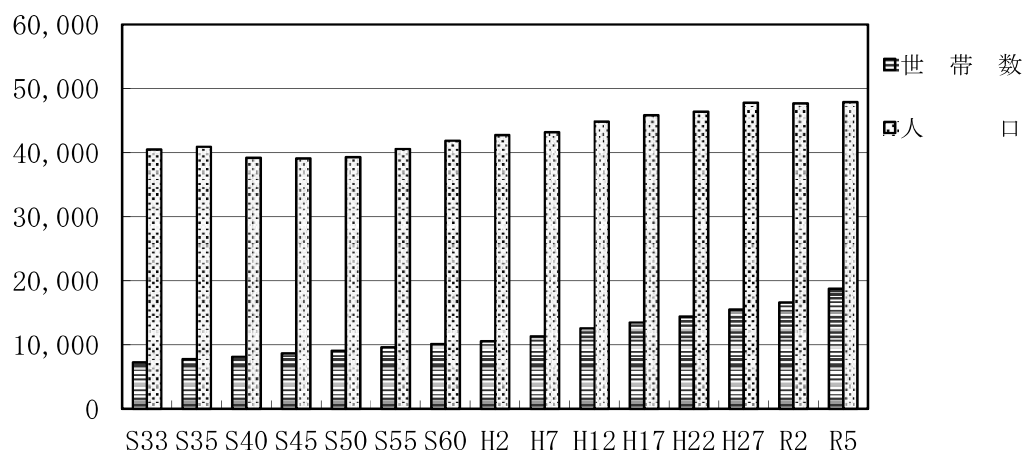
区 分	世 帯 数	人 口			1世帯あたりの人口	備 考
		総 数	男	女		
S33	7,263	40,445	19,607	20,838	5.6	市制施行年
S35	7,708	40,917	20,684	20,233	5.3	国勢調査年
S40	8,150	39,178	19,487	19,691	4.8	〃
S45	8,648	39,113	19,584	19,529	4.5	〃
S50	9,072	39,266	19,532	19,734	4.3	〃
S55	9,590	40,559	20,247	20,312	4.2	〃
S60	10,127	41,874	20,983	20,891	4.1	〃
H2	10,552	42,751	21,316	21,435	4.1	〃
H7	11,328	43,208	21,466	21,742	3.8	〃
H12	12,575	44,800	22,385	22,415	3.6	〃
H17	13,489	45,834	22,674	23,160	3.4	〃
H22	14,388	46,414	22,934	23,480	3.2	〃
H27	15,473	47,768	23,696	24,072	3.1	〃
R2	16,573	47,682	23,525	24,157	2.9	〃
R5	18,696	47,860	23,639	24,221	2.6	住民登録者

(各年10月1日現在)

※ 昭和29年8月1日 町村合併

※ 昭和33年11月3日 市制施行

人口・世帯数の推移



(2) 年次別人口動態

(単位：件)

年 次		出 生			死 亡			自然増加	乳児死亡		周産期 死 亡	死産	婚 姻	離 婚
		総 数	男	女	総 数	男	女		4週未満					
1955	S30	754			337			417	51	26		146	330	19
1960	S35	758			297			461	16	11		97	373	33
1965	S40	624			286			338	8	5	11	61	323	14
1970	S45	546			301			245	5	1	4	29	311	26
1975	S50	574			270			304	5	5	9	36	286	30
1980	S55	563	289	274	325	168	157	238	6	2	5	36	259	24
1985	S60	512	284	228	272	151	121	240	3	3	6	30	321	36
1990	H 2	447	221	226	319	168	151	128	2	1	2	8	229	37
1995	H 7	433	208	225	347	179	168	86	1	-	3	16	271	47
2000	H12	444	233	211	381	204	177	63	2	1	1	12	317	83
2005	H17	432	216	216	442	251	191	△ 10	2	1	3	8	303	80
2006	H18	453	241	212	411	219	192	42	1	0	2	11	288	87
2007	H19	444	231	213	410	239	171	34	2	1	3	12	280	63
2008	H20	451	217	234	436	245	191	15	0	0	2	15	295	96
2009	H21	432	221	211	455	238	217	△ 23	1	1	2	7	292	71
2010	H22	470	243	227	449	243	206	21	2	2	6	14	291	72
2011	H23	450	223	227	494	247	247	△ 44	1	1	2	13	252	78
2012	H24	432	212	220	489	259	230	△ 57	2	1	1	12	313	82
2013	H25	436	219	217	491	265	226	△ 55	4	1	2	9	281	75
2014	H26	409	207	202	478	251	227	△ 69	0	0	1	8	264	79
2015	H27	462	229	233	511	272	239	△ 49	1	1	3	7	261	64
2016	H28	391	205	186	529	273	256	△ 138	2	1	2	13	266	58
2017	H29	434	219	215	528	270	258	△ 94	0	0	3	10	279	53
2018	H30	433	228	205	566	290	276	△ 133	1	0	1	5	248	74
2019	R1	382	194	188	573	274	377	△ 191	1	0	1	4	285	70
2020	R2	414	228	186	554	283	271	△ 140	1	1	1	6	216	62
2021	R3	380	183	197	552	274	278	△ 172	0	0	1	8	228	60

※周産期死亡：妊娠満22週以後の死産と生後1週未満の早期新生児死亡を合わせたもの。

資 料： 山形県健康福祉部 保健福祉統計年報（人口動態統計編より抜粋）

東根市高齢者人口の推移

(各年4月1日現在 単位:人)

	項 目	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
市 全 体	総 数 (A)	47,478	47,724	47,623	47,476	47,530	47,614	47,630	47,576	47,777	47,738
	6 5 歳 以 上 (B)	11,840	12,138	12,486	12,642	12,896	13,077	13,228	13,353	13,466	13,455
	7 5 歳 以 上	6,610	6,719	6,826	6,909	6,975	7,012	7,027	6,954	6,976	7,140
	高 齢 化 率 B/A(%)	24.94	25.43	26.22	26.63	27.13	27.46	27.77	28.07	28.19	28.19
	一人暮らし高齢者世帯 (C)	1,060	1,134	1,240	1,363	1,346	1,432	1,528	1,644	1,742	1,828
	C/B(%)	8.95	9.34	9.93	10.78	10.44	10.95	11.55	12.31	12.94	13.59
	高 齢 者 夫 婦 世 帯	1,231	1,258	1,280	1,304	1,429	1,473	1,513	1,570	1,627	1,648
	総 数 (D)	45,782	45,981	46,050	46,005	46,133	46,237	46,250	46,210	46,337	46,298
	6 5 歳 以 上 (E)	11,840	12,138	12,486	12,642	12,896	13,077	13,228	13,353	13,466	13,467
高 齢 化 率 E/D(%)	25.86	26.40	27.11	27.48	27.95	28.28	28.60	28.90	29.06	29.09	
東 根	総 数 (F)	18,338	18,476	18,528	18,649	18,692	18,768	18,890	19,089	19,278	19,344
	6 5 歳 以 上 (G)	4,438	4,573	4,741	4,805	4,900	5,001	5,082	5,144	5,196	5,210
	高 齢 化 率 G/F(%)	24.20	24.75	25.59	25.77	26.21	26.65	26.90	26.95	26.95	26.93
	一人暮らし高齢者世帯	457	491	538	590	590	627	659	741	779	818
	高 齢 者 夫 婦 世 帯	512	521	529	524	578	593	609	623	631	639
	総 数 (H)	18,273	18,391	18,407	18,534	18,574	18,584	18,736	18,909	19,094	19,163
	6 5 歳 以 上 (I)	4,373	4,488	4,620	4,690	4,782	4,817	4,932	4,964	5,012	5,029
	高 齢 化 率 I/H(%)	23.93	24.40	25.10	25.30	25.75	25.92	26.32	26.25	26.25	26.24
	高 齢 化 率 I/H(%)	23.93	24.40	25.10	25.30	25.75	25.92	26.32	26.25	26.25	26.24
東 郷	総 数 (J)	3,191	3,101	3,045	2,975	2,923	2,842	2,763	2,695	2,650	2,576
	6 5 歳 以 上 (K)	1,138	1,146	1,148	1,146	1,169	1,177	1,182	1,171	1,159	1,148
	高 齢 化 率 K/J(%)	35.66	36.96	37.70	38.52	39.99	41.41	42.78	43.45	43.74	44.57
	一人暮らし高齢者世帯	93	98	106	109	113	124	129	121	132	137
	高 齢 者 夫 婦 世 帯	87	87	87	97	95	101	113	116	120	121
	総 数 (L)	3,113	3,022	2,966	2,896	2,845	2,735	2,659	2,586	2,540	2,466
	6 5 歳 以 上 (M)	1,060	1,067	1,069	1,067	1,091	1,070	1,079	1,062	1,049	1,038
	高 齢 化 率 M/L(%)	34.05	35.31	36.04	36.84	38.35	39.12	40.58	41.07	41.30	42.09
	高 齢 化 率 M/L(%)	34.05	35.31	36.04	36.84	38.35	39.12	40.58	41.07	41.30	42.09
高 崎	総 数 (N)	1,706	1,668	1,616	1,578	1,523	1,466	1,434	1,384	1,338	1,293
	6 5 歳 以 上 (O)	593	603	610	609	598	594	608	610	614	605
	高 齢 化 率 O/N(%)	34.76	36.15	37.75	38.59	39.26	40.52	42.40	44.08	45.89	46.79
	一人暮らし高齢者世帯	44	47	50	63	59	56	59	61	69	72
	高 齢 者 夫 婦 世 帯	51	49	53	54	58	62	64	65	68	73
	総 数 (P)							1,428	1,368	1,317	1,278
	6 5 歳 以 上 (Q)							602	594	593	590
	高 齢 化 率 Q/P(%)							42.16	43.42	45.03	46.17
	高 齢 化 率 Q/P(%)							42.16	43.42	45.03	46.17
神 町	総 数 (R)	13,780	14,002	14,052	13,992	14,125	14,310	14,424	14,404	14,549	14,627
	6 5 歳 以 上 (S)	2,560	2,635	2,713	2,780	2,818	2,841	2,869	2,881	2,938	2,953
	高 齢 化 率 S/R(%)	18.58	18.82	19.31	19.87	19.95	19.85	19.89	20.00	20.19	20.19
	一人暮らし高齢者世帯	268	294	320	365	345	355	381	386	412	431
	高 齢 者 夫 婦 世 帯	309	306	309	310	344	351	360	367	395	401
	総 数 (T)	12,004	12,180	12,397	12,442	12,648	12,814	12,930	12,910	12,980	13,113
	6 5 歳 以 上 (U)	2,480	2,556	2,635	2,701	2,738	2,722	2,755	2,753	2,809	2,824
	高 齢 化 率 U/T(%)	20.66	20.99	21.26	21.71	21.65	21.24	21.31	21.32	21.64	21.54
	高 齢 化 率 U/T(%)	20.66	20.99	21.26	21.71	21.65	21.24	21.31	21.32	21.64	21.54
大 富	総 数 (V)	4,416	4,451	4,425	4,447	4,516	4,498	4,471	4,419	4,405	4,380
	6 5 歳 以 上 (W)	1,153	1,189	1,234	1,271	1,347	1,379	1,406	1,422	1,425	1,424
	高 齢 化 率 W/V(%)	26.11	26.71	27.89	28.58	29.83	30.66	31.45	32.18	32.35	32.51
	一人暮らし高齢者世帯	89	93	95	100	94	107	122	139	151	165
	高 齢 者 夫 婦 世 帯	111	117	124	127	141	152	156	171	178	180
	総 数 (X)					4,459	4,425	4,408	4,357	4,350	4,325
	6 5 歳 以 上 (Y)					1,290	1,306	1,343	1,360	1,370	1,369
	高 齢 化 率 Y/X(%)					28.93	29.51	30.47	31.21	31.49	31.65
	高 齢 化 率 Y/X(%)					28.93	29.51	30.47	31.21	31.49	31.65
小 田 島	総 数 (Z)	3,480	3,494	3,472	3,433	3,404	3,447	3,419	3,412	3,431	3,455
	6 5 歳 以 上 (AA)	1,105	1,119	1,142	1,144	1,174	1,185	1,189	1,212	1,225	1,215
	高 齢 化 率 AA/Z(%)	31.75	32.03	32.89	33.32	34.49	34.38	34.78	35.52	35.70	35.17
	一人暮らし高齢者世帯	63	67	83	81	87	102	107	121	119	122
	高 齢 者 夫 婦 世 帯	87	95	95	108	121	116	118	129	131	129
	総 数 (AB)	3,402	3,416	3,393	3,358	3,311	3,382	3,332	3,323	3,340	3,360
	6 5 歳 以 上 (AC)	1,027	1,041	1,063	1,069	1,081	1,090	1,102	1,123	1,134	1,120
	高 齢 化 率 AC/AB(%)	30.19	30.47	31.33	31.83	32.65	32.23	33.07	33.79	33.95	33.33
	高 齢 化 率 AC/AB(%)	30.19	30.47	31.33	31.83	32.65	32.23	33.07	33.79	33.95	33.33
長 瀬	総 数 (AD)	2,567	2,532	2,485	2,402	2,347	2,283	2,229	2,173	2,126	2,063
	6 5 歳 以 上 (AE)	853	873	898	887	890	900	892	913	909	900
	高 齢 化 率 AE/AD(%)	33.23	34.48	36.14	36.93	37.92	39.42	40.02	42.02	42.76	43.63
	一人暮らし高齢者世帯	46	44	48	55	58	61	71	75	80	83
	高 齢 者 夫 婦 世 帯	74	83	83	84	92	98	93	99	104	105
	総 数 (AF)							2,217	2,156	2,112	2,047
	6 5 歳 以 上 (AG)							880	896	895	884
	高 齢 化 率 AG/AF(%)							39.69	41.56	42.38	43.19
	高 齢 化 率 AG/AF(%)							39.69	41.56	42.38	43.19

注 ①市全体の人口の網掛け部分は、官舎・営内を除く。

②各地区の人口の網掛け部分は、官舎・営内、施設入所者(住所異動せず入所している者を含む。)を除く。

ここでいう施設とは、介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、認知症対応型共同生活介護事業所(認知症高齢者グループホーム)、有料老人ホーム(特定施設入居者生活介護の指定を受けているものに限る)を指す。

例:【特別養護老人ホーム】白水荘、第二白水荘、おさなぎ、ソーレ東根、おとおみ、本丸ホーム 【介護老人保健施設】ナーシングホームさくらんぼ

【グループホーム】さくらんぼ、ニチのほほえみ、ソーレ東根、とうごう 【特定施設入居者生活介護】ソーレ東根

【その他】他市町村の施設

③高齢者夫婦世帯:男65歳以上、女65歳以上の夫婦のみの世帯

3 民生費予算概要（当初予算）

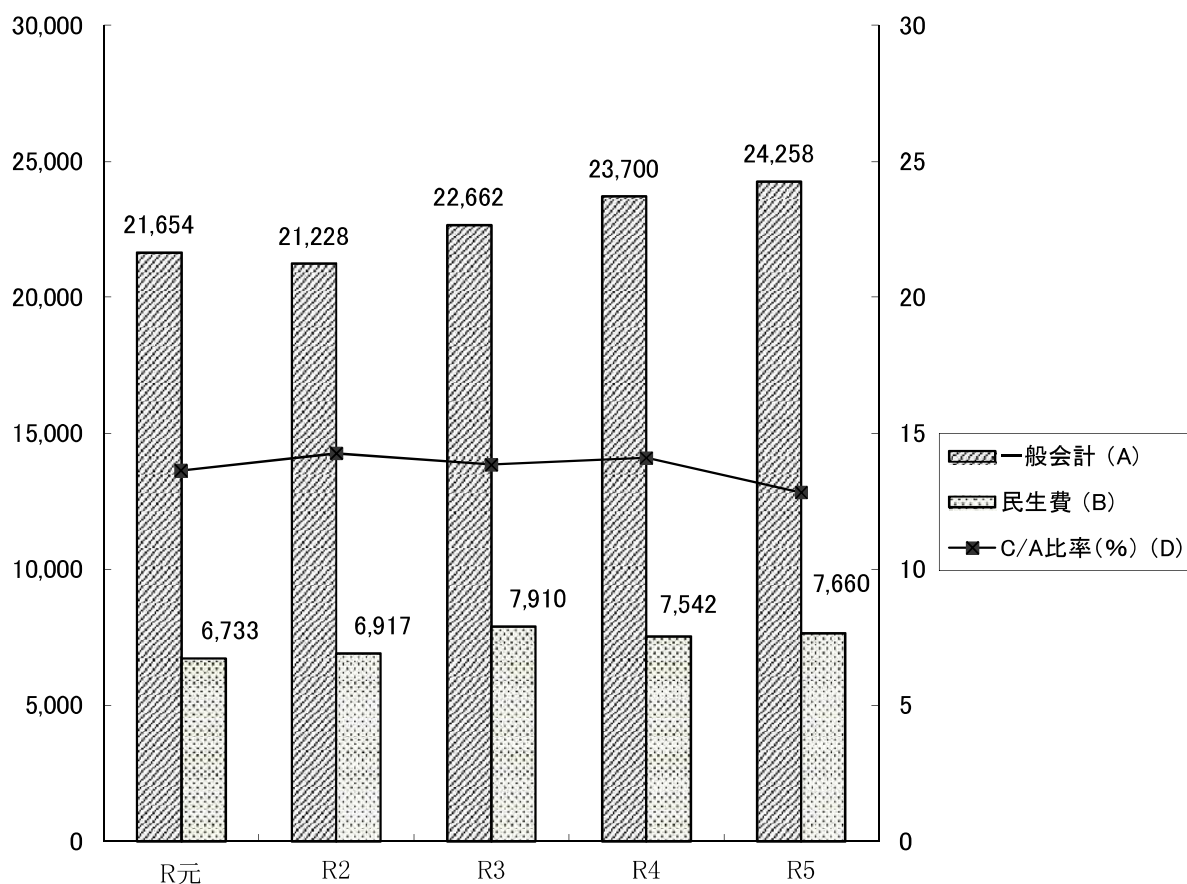
（単位：千円）

区分 \ 年度	R元	R2	R3	R4	R5
一般会計 (A)	21,654,000	21,228,000	22,662,000	23,700,000	24,258,000
民生費 (B)	6,732,634	6,916,922	7,909,886	7,541,828	7,659,729
民生費のうち福祉課分 (C)	2,953,162	3,027,635	3,137,929	3,341,036	3,112,683
C/A比率 (%) (D)	13.6	14.3	13.8	14.1	12.8

民生費の推移（当初予算）

（百万円）

(%)



※ 棒グラフ

一般会計総予算及び一般会計民生費予算

※ 折れ線グラフ

一般会計における民生費のうち福祉課分の占める割合

【民生費の内訳(福祉事務所関係)】

(単位：千円)

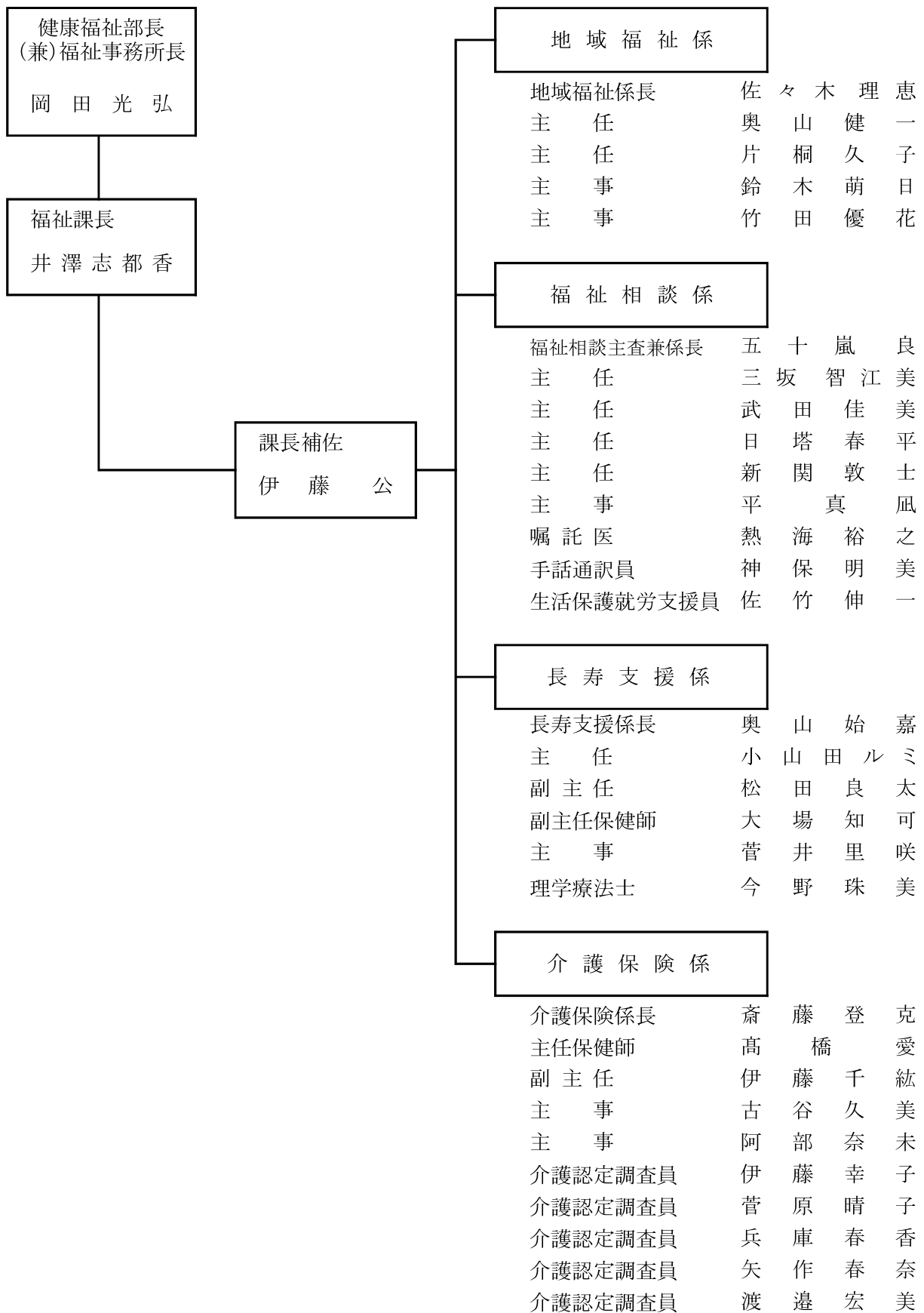
区分 \ 年度		R3	R4	R5	対前年比 (%)
社 会 福 祉 費	社会福祉総務費	1,238,224	1,272,522	1,190,560	93.6%
	社会福祉施設費	338,605	267,736	429,855	160.6%
	身体障害者福祉費	29,564	31,002	34,311	110.7%
	知的障害者福祉費	0	0	0	—
	障害者自立支援費	621,365	731,278	726,042	99.3%
	地域生活支援費	38,191	39,956	39,935	99.9%
	老人福祉費	168,773	212,045	231,679	109.3%
	計	2,434,722	2,554,539	2,652,382	103.8%
児 童 福 祉 費	児童福祉総務費	1,068,401	1,124,682	1,237,655	110.0%
	保 育 所 費	1,819,944	2,091,611	2,053,214	98.2%
	児 童 館 費	438,484	333,815	330,945	99.1%
	母子福祉費	12,163	16,158	15,649	96.8%
	児童福祉施設費	811,196	67,645	5,602	8.3%
	計	4,150,188	3,633,911	3,643,065	100.3%
生 活 保 護 費	生活保護総務費	21,988	25,218	24,978	99.0%
	扶 助 費	285,570	279,434	279,441	100.0%
	計	307,558	304,652	304,419	99.9%
災 害 救 助 費		10	10	10	100.0%
合 計		6,892,478	6,493,112	6,599,876	101.6%

福祉課の概要

1 福祉課の機構

1) 組織図

(令和5年5月1日現在)



2) 福祉課事務分掌

地域福祉係

- ア 福祉統計及び諸報告に関すること。
- イ 民生委員・児童委員に関すること。
- ウ 地域高齢者の福祉に関すること。
- エ 戦傷病者及び戦没者とその遺族援護に関すること。
- オ 旧軍人等の叙勲及び恩給に関すること。
- カ 災害救助に関すること。
- キ 行旅病死人に関すること。
- ク 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関すること。
- ケ 日本赤十字社の業務に関すること。
- コ 福祉団体の育成に関すること。
- サ 児童手当等に関すること。
- シ 地域福祉計画に関すること。
- ス 福祉バスの運行に関すること。
- セ 災害時要援護者支援計画に関すること。
- ソ 社会福祉法人に関すること。
- タ 部内の連絡調整並びに庶務に関すること。

福祉相談係

- ア 障害者福祉計画及び障害福祉計画に関すること。
- イ 生活保護法に基づく保護の決定及び実施に関すること。
- ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく支援の決定及び実施に関すること。
- エ 身体障害者福祉法に関すること。
- オ 知的障害者福祉法に関すること。
- カ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に関すること。
- キ 特別児童扶養手当等及び重度心身障害児養育手当並びに扶養共済制度に関すること。
- ク 保護金品の支給に関すること。
- ケ 指定医療機関・指定介護機関に関すること。
- コ 障害者の社会参加に関すること。

- サ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に関すること。
- シ 引揚者及び未帰還者に関すること。

長寿支援係

- ア 老人福祉計画に関すること。
- イ 高齢者虐待防止法に関すること。
- ウ 高齢者の在宅福祉に関すること。
- エ 老人福祉法による措置に関すること。
- オ 社会福祉施設（児童福祉施設を除く。）に関すること。
- カ 地域支援事業に関すること。
- キ 地域包括ケアに関すること。

介護保険係

- ア 介護保険事業計画に関すること。
- イ 介護保険の被保険者の資格管理に関すること。
- ウ 要支援及び要介護の認定に関すること。
- エ 介護保険の保険給付及び給付管理に関すること。
- オ 介護保険の趣旨普及に関すること。
- カ 介護サービスの実施に関すること。
- キ 介護サービスの評価に関すること。
- ク 介護保険特別会計に関すること。
- ケ 介護給付適正化に関すること。
- コ 介護保険事業所に関すること。

2 主たる施策

1) 民生委員・児童委員の活動

「民生委員」は、厚生労働大臣から委嘱され、常に住民の立場に立って相談に応じ必要な援助を行い社会福祉の増進に努めており、「児童委員」を兼ねています。こども家庭庁の創設により、「児童委員」はこども家庭庁が所管することとなります。

児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行っています。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けています。

民生委員・児童委員は定員 98 名（うち主任児童委員 11 名）で、7 地域の民生委員児童委員協議会、5 単位民生委員児童委員協議会を組織しています。

また、地域福祉部会・老人福祉部会・児童福祉部会の専門部を設け、それぞれ積極的に地域福祉活動を推進しています。

加えて、地域福祉相談員として高齢者世帯及び支援を要する子育て世帯を訪問し、各種の相談に応ずるとともに、社会参加を推進しています。

【単位民児協別民生委員児童委員数】

（単位：人）

区分	北部 民協	中部 民協	東部 民協		南部 民協	西部 民協			合計
	東根		東郷	高崎	神町	大富	小田島	長瀬	
委員数	18	14	8	5	18	7	6	5	81
男	6	9	1	1	3	4	3	2	29
女	12	5	7	4	15	3	3	3	52

欠員 6 名（令和 5 年 6 月 13 日現在）

【単位民児協別主任児童委員数】

（単位：人）

区分	北部 民協	中部 民協	東部 民協	南部 民協	西部 民協	合計
委員数	2	2	2	2	3	11
男	1	1	0	1	3	6
女	1	1	2	1	0	5

（令和 5 年 6 月 13 日現在）

【民生委員・児童委員の活動状況】

区分			年度	R 2	R 3	R 4
				総件数	総件数	総件数
相 談 ・ 支 援 件 数	(内 容 別)	在宅福祉	375	557	449	
		介護保険	111	106	76	
		健康・保健医療	206	351	270	
		子育て・母子保健	8	19	62	
		子どもの地域生活	213	90	52	
		子どもの教育・学校生活	77	114	72	
		生活費	42	28	46	
		年金・保険	8	8	6	
		仕事	7	13	7	
		家族関係	80	44	86	
		住居	30	61	32	
		生活環境	199	285	214	
		日常的な支援	995	926	686	
		その他	1,002	947	857	
		計	3,353	3,549	2,915	
	(分野別)	高齢者に関すること	2,452	2,777	2,266	
		障害者に関すること	49	44	77	
		子どもに関すること	307	232	212	
		その他	545	496	360	
		計	3,353	3,549	2,915	
その他の活動件数	調査・実態把握	2,473	2,764	2,161		
	行事・事業・会議への参加・協力	1,598	1,734	2,021		
	地域福祉活動・自主活動	3,760	3,864	3,820		
	民児協運営・研修	1,966	2,042	2,470		
	証明事務	165	192	145		
	要保護児童の発見の通告・仲介	9	14	10		
訪問回数	訪問・連絡活動	11,958	12,794	12,110		
	その他	6,510	6,349	5,544		
連絡調整回数	委員相互	2,516	2,685	3,395		
	その他の関係機関	4,470	4,546	4,398		
活動日数			12,173	12,296	12,114	

2) 福祉推進員の活動

地域福祉の担い手として活動する「福祉推進員」の設置を市内全域に拡充し、地域が本来持っている「互いに助け合う力」によって、誰もが安心して暮らすことができる環境づくりを目指します。

福祉推進員は、東根市社会福祉協議会の支援を受けながら、民生委員・児童委員と共に、身近な地域で支援を必要とする方への声かけや見守りなどの福祉活動を行っています。令和5年7月1日現在、148地区に144名の福祉推進員が設置されています。

3) 身体障がい児・者の福祉

身体障がい（児）者とその障がいを克服し社会的に更生するのを助け、安定した日常生活を過ごすことができるように、身体障害者福祉法に基づき、必要な支援を行います。

【身体障害者手帳交付状況】

身体に障がいのある人は、県知事の指定する医師の診断書を添えて、県知事に身体障害者手帳の交付を申請することができます。

等 級 障害部位	1 級 (人)	2 級 (人)	3 級 (人)	4 級 (人)	5 級 (人)	6 級 (人)	計 (人)	構成比 (%)
視 覚	35	23	3	4	6	2	73	3.9%
聴覚平衡	14	38	27	45	1	51	176	9.5%
音声言語	3	1	9	7	0	0	20	1.1%
肢 体	164	128	160	279	199	104	1,034	55.7%
内 部	338	9	77	128	0	0	552	29.8%
計	554 29.8%	199 10.7%	276 14.9%	463 25.0%	206 11.1%	157 8.5%	1,855 100%	

(令和5年3月31日現在)

【身体障害者手帳申請件数】

(単位：件)

項目 年度	新規交付	障害程度変更・障害名変更 追加・紛失・破損等再交付	転出返還等	転入
H30	145	134	198	22
R 元	132	119	169	21
R 2	126	99	176	17
R 3	122	127	184	17
R 4	124	106	181	22

(1) 身体障害者相談員

身体障がい者の福祉の向上を図るため、相談員（市委嘱）6人を配置し、個々の相談業務を行っています。

(2) 身体障害者自立支援医療の給付

身体上の障がいを軽くしたり、取り除いたりするために医療等の給付を受けることができます。

① 更生医療

項目 年度	実人数 (人)	レセプト件数 (件)	公費支出額 (円)	対前年比 (%)
H30	129	946	26,201,062	80.2
R 元	114	840	19,553,574	74.6
R 2	114	842	20,614,879	105.4
R 3	107	840	15,504,294	75.2
R 4	130	945	15,677,214	101.1

② 育成医療

項目 年度	実人数 (人)	レセプト件数 (件)	公費支出額 (円)	対前年比 (%)
H30	8	16	465,242	41.6
R 元	12	20	839,883	180.5
R 2	10	16	706,483	84.1
R 3	14	23	727,103	102.9
R 4	5	7	190,184	26.2

(3) 補装具費の支給（身体障害者補装具交付及び修理費）

補聴器、義肢、装具、車いす等補装具の交付もしくは修理を受けることができます。

項目 年度	交付・修理 (件)	公費支出額 (円)	対前年比 (%)
H30	96	12,386,125	145.4
R 元	80	8,176,272	66.0
R 2	75	9,576,880	117.1
R 3	92	12,399,524	129.4
R 4	84	12,878,745	103.9

(4) 地域生活支援事業

① 相談支援事業

障がい（児）者がその能力や適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を送れるよう障がい（児）者やその家族の相談に応じ、必要な情報の提供や援助を行います。

項目 年度	相談支援事業所（事業団）		相談支援事業所（民間）等	
	年間実人数 （人）	支出額 （円）	月間実人数 積上げ（人）	支出額 （円）
H30	29	647,000	383	3,830,000
R 元	24	554,000	423	4,230,000
R 2	21	554,000	403	4,030,000
R 3	16	1,024,000	420	4,200,000
R 4	23	1,024,000	425	4,250,000

② 日常生活用具給付等事業

在宅の重度身体障がい者に対し、日常生活用具を給付することにより生活の便宜を図ります。

【給付状況】

（単位：件）

種別 年度	介護・訓練 支援用具	自立生活 支援用具	在宅療養等 支援用具	情報・ 意思疎通 支援用具	排泄管理 支援用具	住宅 改修費
H30	2	5	4	2	498	2
R 元	1	3	9	10	503	1
R 2	2	3	5	12	536	1
R 3	4	10	5	12	569	3
R 4	8	6	3	6	518	1

（単位：円）

年度 項目	H30	R 元	R 2	R 3	R 4
公費 支出額	9,126,412	9,935,663	10,337,044	11,676,738	10,981,476
利用者 負担額	329,668	358,951	360,511	434,166	333,376

③ 地域活動支援センター事業

障がい者等の通所を行い、創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流を図り地域活動センターの機能を充実・強化し、障がい者の生活の支援を図ります。

年度 \ 項目	委託料（円）
H30	2,269,000
R 元	2,286,000
R 2	2,313,000
R 3	2,327,000
R 4	2,359,000

④ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促します。

年度 \ 項目	H30	R 元	R 2	R 3	R 4
人数（人）	10	12	14	16	17
支出額（円）	1,105,974	660,339	402,804	596,628	687,285

⑤ 通学支援事業

市が指定する特別支援学校の小学部、中学部及び高等部並びに市内小学校及び中学校に設置した特別支援学級に在籍する児童及び生徒の通学のために送迎を行う保護者に対し、通学に係る支援を実施することで、送迎に係る保護者の負担軽減を図ります。

年度 \ 項目	H30	R 元	R 2	R 3	R 4
人数（人）	21	25	28	28	26
支出額（円）	5,998,910	7,731,330	7,839,880	8,831,030	7,595,470

⑥ 意思疎通支援事業（手話通訳等派遣）

身体障害者手帳を有する聴覚障がい者が円滑な意思の疎通を図るうえで障がいがあるときに手話通訳者、要約筆記奉仕員を派遣し、意思伝達の手段を確保することにより、聴覚障害者等の福祉増進に資することを目的としています。

年度 \ 項目	H30	R 元	R 2	R 3	R 4
派遣回数	63 回	56 回	53 回	68 回	26 回
派遣時間	175.0 h	172.9 h	161.5 h	150.0 h	168.0 h

⑦ 訪問入浴（任意事業）

身体障がい者の居宅を訪問し、居宅において入浴サービスを提供することで、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

年度 項目	H30	R 元	R 2	R 3	R 4
人数（人）	0	0	0	1	2
支出額（円）	0	0	0	226,800	283,500

⑧ 日中一時支援事業（任意事業）

障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を提供します。

年度 項目	H30	R 元	R 2	R 3	R 4
人数（人）	8	10	11	10	2
支出額（円）	134,685	170,505	108,468	49,626	8,010

⑨ 社会参加促進事業（任意事業）

手話奉仕員養成事業

指定カリキュラムにより、聴覚障がい者の生活に関する福祉制度について理解し、日常会話の表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。

⑩ 社会参加促進事業（任意事業）

身体障害者用自動車車両改造等助成事業

重度身体障がい者又は重度身体障がい者と生計を一にする人が、就労や介護等に伴い所有又は取得する自動車を改造する場合、その自動車の改造に要する経費を助成することにより、社会復帰の促進を図ります。

年度	本人（人）	介護用（人）
H30	2	0
R 元	3	0
R 2	2	0
R 3	1	0
R 4	3	0

(5) 特別障害者手当等の支給

在宅の特別障がい児・者に対し、著しく重度の障がいによって生ずる特別な負担の軽減を図る一助として手当を支給します。

(単位：人)

年 度	受 給 者 の 内 訳			受 給 者
	特別障害者手当	障害児福祉手当	経過措置福祉手当	合 計
H30	28	33	1	62
R 元	28	35	1	64
R 2	28	35	1	64
R 3	35	37	0	72
R 4	33	39	0	72

(令 和 5 年 3 月 31 日 現 在)

(6) 市単独及び県助成事業

① 重度脊髄損傷者等日常生活維持費支給事業 (市単独)

重度脊髄損傷者・けい椎損傷者及び自立して車いすで生活している人に対し、日常生活維持費を支給します。

- ・ 年 額 30,000 円 (月額 2,500 円)
- ・ 支給月 9 月・3 月

年 度	人 数	支 給 額 (円)
H30	18	525,000
R 元	17	495,000
R 2	19	537,500
R 3	19	547,500
R 4	18	465,000

② 福祉タクシー利用及び給油助成事業 (市単独)

小型タクシー券 1 枚あたり 500 円、リフト付タクシー券 1 枚あたり 3,000 円、自家用車の給油 1 回につき 500 円を助成し身体障がい者の社会参加と生活圏の拡大を図ります。

年 度	人 数	支 給 額 (円)
H30	777	7,440,000
R 元	732	6,898,500
R 2	704	6,628,000
R 3	698	6,628,000
R 4	683	6,293,000

③ 人工透析患者通院交通費助成事業（市及び県交付金）

腎臓機能障害により、身体障害者手帳を交付された人が、交通機関（自家用自動車を含む）を利用して通院した場合に交通費を助成します。（ただし、本人及び同居世帯生計中心者の前年分所得税非課税の人のみ該当）

- ・ 助成額：通院交通費（自家用自動車による場合は、1 km あたり 15 円で計算した額）の実支出額と次に定める交付基準額を比較したいずれか低い方の額

通院距離（往復）	基準月額（円）
15km 未満	1,500
15km 以上 30km 未満	2,000
30km 以上	3,000

【支給状況】

年度	実人数（人）	支給額（円）
H30	27	548,675
R 元	28	573,463
R 2	22	444,381
R 3	25	512,515
R 4	24	476,723

④ 在宅酸素療法者支援事業（市及び県交付金）

在宅酸素療法を必要とする呼吸器機能障がい者（呼吸器機能障害身体障害者手帳所持者）に対し、助成金を支給します。（ただし、医療費負担軽減制度該当者を除く）

- ・ 支給額：月 4,000 円

⑤ 心身障害者おむつ支給事業（市・県交付金及び市単独）

常時失禁状態にある心身障がい児・者に対し、おむつ給付券を支給します。

- ・ 所得税非課税世帯 支給額：月 7,500 円（市・県）
- ・ 所得税課税世帯 支給額：月 4,000 円（市単独）

4) 知的障がい児・者の福祉

【療育手帳交付状況】

知的障がい（児）者に対して、一貫した指導相談を行うとともに、各種の支援サービスを受けやすくするため、手帳を交付します。なお、手帳交付の可否判定は、中央児童相談所及び知的障がい者更生相談所が行います。

（単位：件）

年齢区分	18歳未満		18歳以上		計	
障害程度	A	B	A	B	A	B
交付件数	21	50	81	173	102	223
	71		254		325	

（令和5年3月31日現在）

【療育手帳申請件数】

（単位：件）

項目	新規交付	死亡	返還	転入	再交付	その他
件数	7	4	2	5	2	15

（令和4年度）

（1）知的障害者相談員

知的障がい者の福祉の向上を図るため、相談員（外部事業所）2人を配置し、個々の相談業務を行っています。

（2）障がい児通所支援

① 児童発達支援

身体・知的・精神に障がいのある児童を対象に日常生活基本動作指導や集団生活への適応訓練などを行います。

年度	支給決定者数	利用事業所
H30	56	児童発達支援センターつながる、ピースひがしね、アーチ、アーチ天童、こまくさ学園、セカンドハウス彩祐結、音楽なかまプリモ、ういる天童、療育センター、村山市社協いずみ、「クラ・ゼミ」天童校・寒河江校
R元	65	
R2	68	
R3	76	
R4	78	

②放課後等デイサービス

身体・知的・精神に障がいのある障がい児（学校教育法に規定する学校に就学）を対象に生活能力向上訓練や社会との交流促進等を行います。

年度	支給決定者数	利用事業所
H30	85	キッズルームチャコ東根教室、キッズルームチャコ東根第2・第3教室、MaXゼミナール、ピースひがしね、大けやき、Harmony、Harmony天童、アーチ天童、虹っ子、音楽なかまプリモ、ドレミ、村山市社協たいよう、ハートテラス、「クラ・ゼミ」天童校・寒河江校、セラピーファームめぐたま、ライフサポート縁、はながさ、つぼみ
R元	87	
R2	99	
R3	117	
R4	112	

③医療型児童発達支援

上肢、下肢、体幹機能障害のある児童に対する児童発達支援及び治療を行います。

年 度	H30	R元	R2	R3	R4
支給決定者数	1	1	0	0	0

④保育所等訪問

保育所や小学校等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

年 度	H30	R元	R2	R3	R4
支給決定者数	4	23	32	41	44

（３）心身障害者扶養共済制度（山形県事業）

障がい者の将来のため扶養者がこの制度に加入して、途中において加入者（扶養者）自身が障がい者になる又は、加入者（扶養者）が障がい者より先に死亡した場合、障がい者に障害年金を支給します。

年金額・・・１口 月 20,000 円
 ２口 月 40,000 円

（令和５年３月３１日現在）

加入者数	年金受給者数
13 人	13 人

年 齢	月 額（円）
35 歳 未 満	9,300
35 歳 ～ 39 歳	11,400
40 歳 ～ 44 歳	14,300
45 歳 ～ 49 歳	17,300
50 歳 ～ 54 歳	18,800
55 歳 ～ 59 歳	20,700
60 歳 ～ 64 歳	23,300

5) 精神障がい者の福祉

平成 11 年の精神保健福祉法の改正に伴い、平成 14 年度から、市の事業として精神障害者居宅生活支援事業が実施され、通院医療費公費負担申請及び精神障害者保健福祉手帳の交付申請に係る事務並びに社会復帰施設等の利用に関する相談、助言、斡旋等の業務が保健所から市へ業務移管されました。

さらに、平成 18 年度から障害者自立支援法（現在の障害者総合支援法）の改正に伴い、通院医療費公費負担制度が大きく変わり、精神通院医療費の全体の 10% の負担かつ患者の世帯収入に応じた応益負担に変更されました。

【精神障害者保健福祉手帳所持者数】（単位：人）

年度	1 級	2 級	3 級	合 計
H30	43	81	47	171
R 元	43	85	44	171
R 2	37	90	56	183
R 3	38	92	68	198
R 4	37	114	84	235

（1）自立支援医療（精神通院）の給付状況

精神の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療を指定医療機関から受けた場合に支給される。実施主体は山形県（精神保健福祉センター）である。

「重度かつ継続」とは、統合失調症、躁うつ病、うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連障害（依存症等）、一定の経験を有する医師によって、集中的・継続的な通院治療を要すると判断された方や医療保険の高額療養費で多数該当の方が対象となる。

年度	重度かつ継続	その 他	合 計
H30	282	86	368
R 元	236	79	315
R 2	243	73	316
R 3	306	99	405
R 4	325	110	435

6) 自立支援給付

(1) 介護給付

< 訪問系サービス >

① 居宅介護

自宅で入浴や排せつ、食事の介護など、自宅での生活全般にわたる介護サービスを行うもの

年度	支給決定者数	利用事業所
H30	44	東根市社会福祉協議会、ニチイケアセンター東根、ニチイケアセンター東根北、ニチイケアセンター村山、にこにこヘルパーステーション、SOMPO ケア天童訪問介護（天童市）、介護クランク仙台青葉（仙台市）
R 元	44	
R 2	39	
R 3	44	
R 4	53	

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由があり、常に介護が必要な人に、自宅での介護から外出時の移動支援までを行うもの

年度	支給決定者数	利用事業所
H30	2	エッセンシャルケアセンター（山形市）、訪問介護こころ（山形市）
R 元	2	
R 2	2	
R 3	3	
R 4	3	

③ 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する方に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行うもの

年度	支給決定者数	利用事業所
H30	7	向陽園ホームヘルプステーション心音（山形市）、山形市社会福祉協議会（山形市）、エッセンシャルケアセンター（山形市）、みずき介護サービス（寒河江市）
R 元	7	
R 2	7	
R 3	7	
R 4	8	

< 日中活動系サービス >

① 療養介護

病院などの施設で、おもに日中の機能訓練や療養上の管理、看護、介護、日常生活上の援助を行うもの

年度	支給決定者数	利用事業所
H30	5	国立病院機構山形病院(山形市)、国立病院機構米沢病院(米沢市)
R 元	5	
R 2	5	
R 3	5	
R 4	6	

② 生活介護

常に介護を必要とする人に、おもに日中に障害者支援施設などで行われる入浴、排せつ、食事の介護、創作的活動、生産活動の機会の提供を行うもの

年度	支給決定者数	利用事業所
H30	77	東根市:大けやきの家、ピースひがしね ・ 村山市:わっしょい!、ライフサポート縁 ・ 大石田町:水明苑 ・ 尾花沢市:新生園 ・ 舟形町:光生園 ・ 戸沢村:清流園 ・ 酒田市:和光園 ・ 大江町:らふらんす大江 ・ 山形市:山形県リハビリセンター、いきいきの郷、すげさわの丘、ワークショップ明星園、ワークランドベにばな、サービスワークポケット ・ 上山市:山形育成園 南陽市:南陽の里 ・ 川西町:しおり、ひめゆり寮、しらさぎ寮、まつのみ寮 ・ 米沢市:松風園、梓園、栄光園 ・ 寒河江市:さくらんぼ共生園
R 元	76	
R 2	85	
R 3	92	
R 4	87	

③ 短期入所

自宅で介護を行う人が病気の場合などに、短期の入所による入浴、排せつ、食事の介護などを行うもの

年度	支給決定者数	利用事業所
H30	47	新生園(尾花沢市)、光生園(舟形町)、いきいきの郷(山形市)、総合療育訓練センター(上山市)、すげさわの丘(山形市)
R 元	47	
R 2	47	
R 3	46	
R 4	51	

< 居住系サービス >

① 施設入所支援

介護が必要な人や通所が困難な人で、自立訓練又は就労移行支援のサービスを利用している人に対して居住の場を提供し、夜間における日常生活上の支援を行うもの

施 設 名	所 在 地	利用者数
障害者支援施設いきいきの郷	山形市	3
障がい者支援施設 山形県リハビリセンター	山形市	6
障がい者支援施設すげさわの丘	山形市	1
山形県立梓園	米沢市	1
しょうがい者支援施設栄光園	米沢市	2
しょうがい者支援施設松風園	米沢市	2
山形育成園	上山市	1
指定障害者支援施設水明苑	大石田町	2
山形県総合コロニー希望が丘まつのみ寮	川西町	3
山形県総合コロニー希望ヶ丘ひめゆり寮	川西町	3
山形県総合コロニー希望ヶ丘しらさぎ寮	川西町	3
山形県総合コロニー希望ヶ丘しおり	川西町	3
障害者入所施設らふらんす大江	大江町	1
障がい者支援施設光生園	舟形町	5
指定障害者支援施設清流園	戸沢村	3
障害者支援施設新生園	尾花沢市	14
障がい者支援施設南陽の里	南陽市	1
計	54	

(令和5年3月31日現在)

(2) 訓練等給付

< 日中活動系サービス >

① 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能や生活能力向上のための訓練を、一定の支援計画に基づき行うもの

種類	年度	支給決定者数	利用事業所
機能訓練	H30	0	
	R 元	0	
	R 2	0	
	R 3	0	
	R 4	0	
生活訓練	H30	2	つながるアカデミー
	R 元	5	
	R 2	3	
	R 3	6	
	R 4	5	

② 就労移行支援

就労を希望する 65 歳未満の障がい者に、生産活動などを通じて知識や能力を養成することで、適正にあった就労ができるよう支援を行うもの

年度	支給決定者数	利用事業所
H30	18	つながるアカデミー、ピース大林、わっしょい！（村山市）、ピース楯岡（村山市）、ピース本町（新庄市）、むすび（寒河江市）、チャレンジドジャパン山形センター（山形市）
R 元	20	
R 2	13	
R 3	14	
R 4	10	

③ 就労継続支援 A 型

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に対して、就労の機会や生産活動等の機会を提供することにより、その知識及び能力の向上に必要な訓練等を行うもの

年度	支給決定者数	利用事業所
H30	41	ピース大林、ピース楯岡（村山市）、エポック（新庄市）、ピース五日町（新庄市）、ピースしみず（新庄市）、ピース河北（河北町）、エフピコ愛バック（寒河江市）、カイセイ（山形市）、self-A・ハニービー山形（山形市）等
R 元	38	
R 2	36	
R 3	39	
R 4	35	

④ 就労継続支援 B 型

一般企業等で雇用されることが困難な人に、働く場の提供や、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行うもの

年度	支給決定者数	利用事業所
H30	64	こすもすの家、大けやきの家、つながるアカデミー、わっしょい！（村山市）、ピース本町（新庄市）、すてっぶハウス（新庄市）、のどか（河北町）、ピース河北（河北町）、ひだまり（河北町）、すまいるわーく（尾花沢市）、ライフサポート杏の里（長井市）、山形県リハビリセンター（山形市）、蔵王の恵農園（山形市）、すてっぶ（米沢市）、むすび（寒河江市）等
R 元	65	
R 2	74	
R 3	80	
R 4	93	

< 居住系サービス >

① 宿泊型自立訓練

知的障がい者、精神障がい者が自立した日常生活や社会生活を営めるよう、一定の期間、夜間における地域生活のための訓練を行うもの

年度	支給決定者数	利用事業所
H30	2	蔵王通勤寮(山形市)
R元	2	
R2	2	
R3	2	
R4	2	

② 共同生活援助（グループホーム）

知的障がい者又は精神障がい者に対し、地域の共同生活の場において、相談や日常生活上の援助を行うもの

事業所名	所在地	利用者数
ことの葉	山形市	1
山形県リハビリセンター	山形市	1
ハイツM2号棟	米沢市	2
グループホームピース	新庄市	9
泉荘共同生活事業所	長井市	1
みやま荘共同生活事業所	河北町	1
希望が丘共同生活事業所	川西町	2
おあしす・はびねす	天童市	4
けやきの杜	村山市	2
ねまりや	尾花沢市	1
きぼう	尾花沢市	3
仲町ホーム	酒田市	1
グループホームよつば	山形市	1
グループホームソキウス	宮城県仙台市	1
計	30	

(令和5年3月31日現在)

(3) 計画相談支援

障がい者が、障がい福祉サービスを利用する際に、サービス利用にかかるサービス等利用計画の作成や利用調整などの支援を行うもの

年度	利用者数（障がい者）	利用者数（障がい児）
H30	243	120
R 元	247	153
R 2	249	169
R 3	276	196
R 4	282	196
利用相談支援事業所		
○ 障がい者 東根市内：りいぶる、大けやきの家、つながるあかり 市外：村山市社会福祉協議会（村山市）、虹（大石田町）、新生園（尾花沢市）、光生園（舟形町）、ピース（新庄市）、あかつき（戸沢村）、和光園（酒田市）、ういんず（河北町）、地域生活支援センター天花（天童市）、山形県リハビリセンター（山形市）、地域活動センターおーる（山形市）、上山地域相談センターやまがた（上山市）、ゆあーず（山形市）、山形市社会福祉協議会（山形市）、すげさわの丘「ふらっと」（山形市）、いきいきの郷（山形市）、おきたま（長井市）、ライフサポート杏の里（長井市）、南陽の里（南陽市）、すてっぷ（米沢市）、あずさ（米沢市）、あしすとぴあ（仙台市）、いぶき（村山市）、ハーモニー（山形市）、むすび（寒河江市）、らふらんす大江（大江町） ○ 障がい児 東根市内：つながるあかり、大けやきの家 市外：村山市社会福祉協議会（村山市）、地域活動支援センター天花（天童市）、きらり（天童市）、ピース（新庄市）		

7) 要援護対策

生活保護法は、日本国憲法第 25 条の理念に基づき、生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに被保護者の自立を助長することを目的としています。

本市の生活保護世帯・人数及び保護率の推移は、令和元年度に減少傾向となり、その後は横ばいであり、令和 4 年度では 113 世帯 126 人、保護率は 0.27% となっています。

県全体から見ると低い保護率ではありますが、高齢化社会の急速な進展や不透明な景気の影響もあり、生活相談に来所するケースは増加しています。

(1) 生活保護世帯と人数

区分	H30	R 元	R 2	R 3	R 4
世帯数	131	118	121	114	113
人 数	153	135	133	126	126
保護率(%) [市]	0.32	0.28	0.28	0.27	0.26
保護率(%) [県平均]	0.72	0.73	0.73	0.74	0.74

(各年度 3 月分報告例による)

(2) 扶助別人員

区分	H30	R 元	R 2	R 3	R 4
保護人員	153	135	133	126	126
生活扶助	126	109	110	98	111
住宅扶助	105	88	90	83	93
教育扶助	4	2	1	1	1
介護扶助	26	23	24	27	29
医療扶助	126	111	107	106	104
医療扶助人員率	82.4	82.2	80.5	84.1	82.5

(各年度 3 月分報告例による)

* 医療扶助人員率 = 医療扶助人員 ÷ 保護人員

(3) 世帯の労働力状況

区 分		H30	R 元	R 2	R 3	R 4
保 護 世 帯		131	118	121	114	113
世 帯 主 が 働 いて い る 世 帯	常 用 勤 務 者	6	12	8	8	7
	日 雇 労 働 者	1	1	1	1	1
	内 職 者	0	0	0	0	0
	そ の 他 就 業 者	0	0	0	0	0
世帯員が働いている世帯		0	2	0	0	0
働いている者がいない世帯		124	103	112	105	105

(各 年 度 3 月 分 報 告 例 第 4 に よ る)

(4) 世帯の類型別被保護世帯数

区 分		H30	R 元	R 2	R 3	R 4
高 齢 者	世 帯 数	70	65	67	70	64
	構 成 比 (%)	54.3	55.1	55.4	56.0	56.6
母 子	世 帯 数	4	1	0	1	1
	構 成 比 (%)	3.1	0.8	0.0	0.8	0.9
傷病障害	世 帯 数	32	29	32	35	27
	構 成 比 (%)	24.8	24.6	26.4	28.0	23.9
そ の 他	世 帯 数	23	23	22	19	21
	構 成 比 (%)	17.8	19.5	18.2	15.2	18.6
計	世 帯 数	131	118	121	125	113
	構 成 比 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
単給世帯	世 帯 数	17	14	12	20	6
単 給 率	構 成 比 (%)	13.2	11.9	9.9	16.0	5.3

(各 年 度 3 月 分 報 告 例 総 括 表 ・ 第 4 に よ る)

(5) 生活保護費支給状況

(単 位 : 円)

区 分	H30	R 元	R 2	R 3	R 4
生 活 扶 助	66,100,750	61,649,633	57,975,997	59,843,159	62,321,529
住 宅 扶 助	29,728,952	27,926,604	27,743,222	28,423,828	31,467,206
教 育 扶 助	395,139	395,622	247,373	162,376	167,099
その他扶助	1,058,173	674,271	332,815	182,700	649,304
就労自立給付金	0	195,924	46,204	35,955	23,890
進学準備給付金	0	300,000	300,000	0	0
施設事務費	16,686,234	18,031,482	17,475,585	13,456,609	13,539,509
医 療 扶 助	161,224,273	158,826,614	127,117,396	119,388,237	110,671,738
介護扶助	12,492,936	12,421,235	10,095,030	7,299,408	12,678,032
計	287,686,457	280,421,385	241,333,622	228,792,272	231,518,307

(6) 救 護 施 設

身体上又は精神上著しい欠陥があるために、独立して日常生活の用をたすことのできない要保護者が入所し、生活扶助を行うことを目的とする施設

(単 位 : 人)

年 度	紅 花 ホ ー ム	泉 荘	み や ま 荘	計
H30	7	1	0	8
R 元	7	1	1	9
R 2	5	2	1	8
R 3	5	1	1	7
R 4	3	0	2	5

(各 年 度 3 月 31 日 現 在)

(7) 中 国 残 留 邦 人 生 活 支 援

中国残留邦人等の置かれている特別な事情に鑑み、老後の生活の安定を支援します。また、中国残留邦人の生活上の相談のために支援相談員を配置しています。

区 分	H30	R 元	R 2	R 3	R 4
世 帯 数	2	2	1	1	1
人 数	3	3	2	2	2
扶 助 費 (円)	4, 229, 609	3, 164, 197	1, 786, 518	1, 630, 612	1, 796, 540

(各 年 度 3 月 31 日 現 在)

(8) 生 活 困 窮 者 自 立 支 援

近年の生活保護受給者の増加や雇用状況の変化により多様で複合的な課題を有する生活困窮者の増加などに対して、早期に包括的な支援を行うために平成 27 年 4 月に生活困窮者自立支援法が施行されました。

本法に基づき、生活保護受給に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給等を行います。

① 自立相談支援事業（※東根市社会福祉協議会へ委託）

ワンストップ型の相談窓口として一人ひとりの状況に応じた情報提供や自立に向けた支援計画（プラン）を作成し、生活保護に至る前の段階から早期に支援するとともに地域ネットワークの強化など地域づくりも担います。

（単位：件）

年度	新規相談数	延べ相談数	新規プラン作成数	再プラン作成数
H30	83	1,054	33	7
R 元	77	1,011	27	5
R 2	199	1,985	35	15
R 3	96	1,737	21	11
R 4	76	557	16	2

② 住居確保給付金

再就職のために居住の確保が必要な者に対し、就職活動を支えるため家賃費用を有期で給付する。

年度	支給対象者数	支給額（円）
H30	6	612,000
R 元	3	232,000
R 2	26	4,723,660
R 3	5	420,000
R 4	5	648,429

（９）その他の事業（令和４年度実施分）

◎東根市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業

（国庫補助 10/10）

コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」に伴い「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」について、令和３年度に給付金を受給していない令和４年度住民税非課税世帯に対して、１世帯につき１０万円の給付金を支給した。

支給世帯数 616 世帯

◎東根市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事業

（国庫補助 10/10）

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、生活総合支援対策として特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯等）に対して、１世帯につき５万円の給付金を支給した。

支給世帯数 2,929 世帯

8) 高齢者の福祉

令和5年4月1日現在、本市の総人口に占める65歳以上の割合は28.19%で、全国的傾向と同様、超高齢社会に進行しその対応については重要な課題となっています。

【高齢者人口の推移】

	総人口 (人)	65歳以上 の人口 (人)	総人口に対する 65歳以上の割 合(%)	ひとり暮らし 高齢者 (人)	高齢者夫婦 (世帯)
H31	47,614	13,077	27.46	1,432	1,473
R2	47,630	13,228	27.77	1,528	1,513
R3	47,576	13,353	28.07	1,644	1,570
R4	47,777	13,466	28.19	1,742	1,627
R5	47,738	13,455	28.19	1,828	1,648

(各年4月1日現在)

(1) 在宅福祉サービス

① ヘルプアップ住ま居る事業(旧軽度生活援助事業)

高齢者の単身世帯、高齢者のみの世帯に軽度な日常生活上の援助を行うことにより、在宅での自立した生活を支援します。シルバー人材センターに委託し実施しています。

年 度	総事業費 (円)	公費支出額 (円)	自己負担額 (円)	利 用 時 間 (h)	利用延 人数 (人)	利用実 人数 (人)
H30	5,960,769	4,800,897	1,159,872	4,453.0	945	274
R元	3,108,610	2,488,680	619,930	2,277.0	527	215
R2	10,074,245	8,091,652	1,982,593	6,865.5	1,130	311
R3	10,298,440	8,276,128	2,022,312	6,888.0	1,243	310
R4	9,147,150	7,349,342	1,797,808	5,593.0	1,141	304

② 生きがい活動支援通所事業（いきいきまじゃ〜れ）

家に閉じこもりがちな高齢者に対し、温泉旅館を会場とした自立支援・介護予防型のデイサービスを提供しています。

年度	総事業費 (円)	公費支出額 (円)	自己負担額 (円)	利用延人数 (人)	開催日数 (日)
H30	29,923,950	23,884,950	6,039,000	6,039	237
R 元	27,054,906	22,141,906	4,913,000	4,913	195
R 2	7,743,477	7,440,477	303,000	303	41
R 3	7,331,104	7,194,104	137,000	274	38
R 4	7,446,545	7,231,545	215,000	430	60

③ ふれあい配食サービス事業

高齢者（65歳以上の一人暮らし世帯、75歳以上の高齢者のみの世帯、前記に準ずる世帯）に対して、定期的に訪問し、食事を援助するとともに安否の確認を行っています。

年度	申請人数（人）	総配食数（食）	公費支出額（円）
H30	322	6,890	3,593,200
R 元	310	6,652	3,464,780
R 2	346	5,612	2,925,730
R 3	261	6,125	3,708,150
R 4	276	5,864	3,546,150

④ 緊急通報体制等整備事業

ひとり暮らしの高齢者の急病や事故、災害等の緊急事態に迅速かつ適切に対応するため、緊急通報装置を設置します。在宅生活の安全の確保と不安の解消を行い、自立した生活を支援します。

年度	設置世帯数（うち新規）	公費支出額 (円)	利用者負担額 (円)
H30	124（15）	3,860,454	387,800
R 元	118（14）	3,838,186	387,800
R 2	122（18）	3,946,602	380,400
R 3	127（23）	4,136,616	399,600
R 4	130（20）	4,659,479	480,100

⑤ 家族介護用品支給事業

要介護４・５または１～３で、常時失禁状態にある高齢者等を介護している家族に対し、紙おむつ等を購入できる助成券を支給することにより、介護家族を支援しています。

年度	支給人数（人）	支給額（円）
H30	998	34,088,263
R 元	1,069	36,281,296
R 2	1,038	36,193,191
R 3	1,043	34,574,941
R 4	1,075	34,163,904

⑥ 在宅家族介護者支援事業

要介護状態の高齢者や重度の障がい者を介護している家族に対して、介護保険外のサービスを提供しています。

年度	延べ登録人数 （人）	公費支出額 （円）	利用者負担額 （円）
H30	149	458,010	197,838
R 元	169	476,072	204,016
R 2	192	471,121	196,629
R 3	165	425,656	176,174
R 4	179	421,064	180,456

⑦ 高齢者移動サービス事業

要介護１以上の認定を受けており、移動の際にリフト付きタクシーやストレッチャー装着車の利用が必要な人に対して、３,０００円分の助成券を年間最大２４枚交付し、在宅家族介護者の経済的負担を軽減します。

年度	申請者数（人）	支給額（円）	対象者
H30	121	1,509,000	要介護４ または５
R 元	148	2,037,000	
R 2	151	1,431,000	
R 3	137	1,614,000	
R 4	265	2,664,000	要介護１以上

⑧ 高齢者社会参加促進事業（おでかけさぼーとタクシー事業）

満 70 歳以上の高齢者で次の要件全てを満たす方にタクシー料金の一部を助成しています。（券 1 枚あたり 500 円助成。）

市中心部より 5 km 圏外区域（高崎、東郷の一部、大富の一部）を加算区として設定しています。（加算区は年間最大 45 枚、その他の地区は年間最大 30 枚を交付。）

【要件】

ア. 本人及び配偶者が運転免許を持っていない。

イ. 介護保険の要介護認定又は要支援認定を受けていない。

ウ. 福祉タクシー券の交付を受けていない。

年度	申請者数（人）	支給額（円）
H30	1,317	14,618,500
R 元	1,340	14,745,500
R 2	1,349	14,253,500
R 3	1,359	14,736,000
R 4	1,298	13,935,000

※平成30年度から 1 枚あたりの助成額変更（620 円→500 円）

※令和 5 年度から 1 回乗車あたりの利用枚数上限を撤廃

⑨ 高齢者世帯等雪下ろし等支援事業

市内に住所を有する 65 歳以上の高齢者のみの世帯等で、居住する家屋の雪下ろし等に要した費用の一部を補助（非課税世帯：要した費用の 5 分の 4 以内の額で、上限は同一年度内 40,000 円、課税世帯：要した費用の 2 分の 1 以内の額で、上限は同一年度内 25,000 円）

年度	申請者数（人）※延数	支給額（円）
H30	9	160,540
R 元	0	0
R 2	93	1,978,532
R 3	117	2,934,715
R 4	20	486,045

⑩ 福祉灯油購入助成事業

令和４年度は、令和４年１１月１日現在、令和４年度市民税が世帯全員非課税である高齢者のみ世帯等に対し、灯油価格の高騰を考慮し、県より２,５００円、市独自に２,５００円を上乗せした１０,０００円の灯油等購入助成金を支給しました。

年度	申請世帯数	支給額（円）
H30	1,000	5,000,000
R元	953	4,765,000
R2	969	4,845,000
R3	1,053	7,365,000
R4	1,088	10,880,000

※R3：７,０００円支給（市独自２,０００円上乗せ）

（２）地域における生活支援

① 地域福祉相談員

高齢者世帯並びに支援を要する子育て世帯を訪問し、各種の相談に応じるとともに社会参加の推進と日常生活の安定を与えることを目的としており、相談員（民生委員８７名・主任児童委員１１名）が担当区内の対象世帯を概ね月２回訪問しています。

② 高齢者見守りネットワーク

プライバシー保護意識の高まりなどにより、地域による見守り、支えあいといった機能の低下を防ぐために、「高齢者見守りネットワーク」を構築することで、個々に高齢者の情報を収集し、日々の見守りを通して「地域の見守り力」の向上を図り、高齢者が安心して地域での生活が継続できる環境づくりを行います。

③ ＳＯＳネットワーク

平成２６年１０月から、認知症によるはいかひの不安がある高齢者等を「ＳＯＳネットワーク」に登録してもらい、警察等の関係機関に事前に登録情報を提供することにより、行方不明時の早期解決を目的とした事業です。

今後は、高齢化社会の進展とともに認知症高齢者の増加が予測されることから、ＳＯＳネットワーク事業への登録を促進し、搜索の必要性が出た場合を想定し、段階的に地域の互助力が発揮できるような体制づくりを推進していく必要があります。

(3) 老人福祉施設入所状況

「養護老人ホーム」

おおむね 65 才以上の人で身体上、精神上または環境上の理由および経済上の理由により、居宅において養護を受けることが困難な場合に入所する施設です。

「特別養護老人ホーム」

おおむね 65 才以上の人で身体上、精神上著しい障害があるため常時介護を必要とし、かつ居宅において養護を受けることが困難な人が入所する施設です。

【養護老人ホーム入所状況】

(単位：人)

区分	所在地	施設名	定員	H30	R 元	R 2	R 3	R 4
養護老人ホーム	村山市	村山光ホーム	50	9	10	10	6	6
	新庄市	神室荘	100	1	1	1	2	2
	尾花沢市	万寿荘	50	4	2	3	0	0
	山形市	あたご荘	100	2	2	2	2	1
	朝日町	明鏡荘	100	1	1	2	3	3
	山形市	山静寿	50	0	0	1	1	1
	計		450	17	16	19	14	13

(各年度 3 月末現在)

【養護老人ホーム費用額の推移】

区分 年度	公費支出額 (円)	対前年比 (%)	利用者負担額 (円)
H30	40,324,086	81.8	6,985,713
R 元	36,924,920	91.6	7,260,342
R 2	38,671,674	104.7	7,357,825
R 3	37,415,051	96.8	7,331,861
R 4	29,332,493	78.4	6,312,188

(4) 高齢者生きがい対策

① 老人クラブ育成事業

老後の生活を健全で豊かなものにするため高齢者が自主的に組織し、教養の向上、健康の増進、レクリエーション、地域社会の交流等の活動を行っている老人クラブに対して助成を行っています。

令和3年度からは単位老人クラブに交付する補助金のうち会員割の単価を200円から400円に増額しました。

【老人クラブ活動助成状況】

年度	老人クラブ数 (団体)	会員数 (人)	連合会補助金交付額 (円)	単位クラブ補助金 交付額 (円)
H30	49	2,623	204,920	1,124,600
R元	49	2,528	201,120	1,099,600
R2	45	2,351	194,040	1,012,200
R3	44	2,228	189,120	1,405,200
R4	44	2,107	184,280	1,336,800

② 高齢者いきいきサロン推進事業

高齢者の生きがいづくりや介護予防のため、地域の高齢者が気軽に集まる交流の場である高齢者サロンの新設と活動の充実を図るために、サロン活動に係る経費の一部助成を行っています。

【高齢者いきいきサロン推進事業助成状況】

年度	運営補助金		活動補助金	
	サロン数 (団体)	補助金交付額 (円)	サロン数 (団体)	補助金交付額 (円)
H30	47	315,500	2	98,844
R元	47	306,250	1	50,000
R2	42	254,750	1	50,000
R3	39	253,500	0	0
R4	41	261,000	0	0

③ 高齢者施設等ボランティアポイント事業

市民のボランティア活動による積極的な社会参加を促進し、高齢者施設等での相互交流・理解を深め、様々な世代を超えて支えあう地域社会を築くため、ボランティア活動の実績に応じてポイントを付与し、奨励金を交付しています。（平成 29 年 7 月事業開始）

年度	登録者数（人）	奨励金交付申請件数（件）	奨励金交付額（円）
H30	59	33	58,000
R 元	73	17	48,000
R 2	72	8	14,000
R 3	66	4	6,000
R 4	65	1	1,000

（５）敬老事業

① 大けやき長寿祝

100 歳（数え年）の高齢者に対し敬老の意を表し、賀詞及び祝金（祝品）を贈呈しています。

② 高齢者記念品支給事業

多年にわたり社会の進展に寄与してきた高齢者に対し、その長寿を祝福すると共に感謝の意を表し、祝品を贈呈しています。

- ・米寿（数え年 88 歳）……………市より記念品
- ・白寿（数え年 99 歳）……………県祝品の伝達
- ・長寿（満年齢 100 歳）……………総理大臣祝品の伝達

（６）敬老会共催事業

数え年 77 歳以上の高齢者の長寿を祝し、地区社会福祉協議会が開催する敬老会について、費用の一部助成を行っています。

〔各敬老事業対象者の状況〕

（単位：人）

年度	大けやき 長寿祝	米寿	白寿	長寿	敬老会
H30	21	377	31	17	7,573
R 元	28	348	30	14	7,636
R 2	28	333	34	17	7,191
R 3	26	420	25	23	6,756
R 4	18	362	39	14	6,768

9) 介護保険業務

平成 12 年 4 月に創設された介護保険制度は、23 年が経過し、高齢者の増加に伴いサービス利用者は当初の 3 倍を超え、介護サービスの提供事業者数も堅調に増加し、介護が必要な高齢者の生活を支える重要な制度として定着発展してきています。

介護保険事業計画においては、被保険者数や要介護（要支援）認定状況、サービス基盤等の現状を基礎とし、過去の傾向や地域の課題等を考慮しながら、令和 7（2025）年度の介護需要や、そのために必要な介護保険料水準を推計するとともに、それらを踏まえた中長期的な視野に立って、目標と具体的な施策を明らかにすることが求められています。

第 8 期介護保険事業計画（令和 3～令和 5 年度）では、前期（第 7 期）計画で目指した目標や具体的な施策を踏まえながら、自立支援及び介護予防・重度化防止に向けた取り組み、医療・介護の連携、地域共生社会の実現など、「地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取り組みを進めるため、高齢者の状況に応じたそれぞれの視点のもと、次の基本目標を定めています。

< 介護保険事業計画の基本目標 >

1. 地域包括ケアシステムの深化・推進

医療や介護のサービスが一体的に提供される仕組みや、認知症を未然に防ぐ取り組みなど、高齢者が安心して地域で生活ができることができるよう構築された「地域包括ケアシステム」を平成 29 年度に 2 箇所に増やした地域包括支援センターを中心に更に深化・推進します。

2. 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

高齢者人口や人口構成の変化に伴い、地域ごとに異なる介護需要に対応するために地域の実情に合ったニーズの把握と柔軟なサービスの創出・提供に努めます。また、高齢者が健康で介護の必要のない体を維持するため、一般介護予防活動に取り組みます。

3. 介護サービス基盤の充実

高齢化の進展に伴い、増加が見込まれる要介護認定者や認知症高齢者の伸びを適切に把握し、需要と供給のバランスのとれた介護基盤の整備と介護基盤を支える人材確保に取り組みます。

(1) 介護保険事業概要

①被保険者の状況（第1号被保険者数）

（単位：人）

年齢区分 \ 年度	R 3	R 4
65 歳以上 75 歳未満	6,485	6,307
75 歳以上	6,942	7,097
(再掲)外国人被保険者	29	35
(再掲)住所地特例被保険者数	44	40
計	13,427	13,404

（各年度3月末現在数）

②要介護（要支援）認定者数

（単位：人）

	年度	総合事業 対象者	要支援		要介護					計
			1	2	1	2	3	4	5	
第1号 被保険者	R 3	105	95	255	435	459	339	356	227	2,166
	R 4	92	103	285	459	440	380	326	219	2,212
(65 歳以上 75 歳未満)	R 3	9	13	32	28	41	35	32	29	210
	R 4	5	14	32	27	39	28	26	31	197
(75 歳以 上)	R 3	96	82	223	407	418	304	324	198	1,956
	R 4	87	89	253	432	401	352	300	188	2,015
第2号 被保険者	R 3	0	5	9	2	4	5	9	7	41
	R 4	0	5	9	1	5	3	4	8	35
総数	R 3	105	100	264	437	463	344	365	234	2,207
	R 4	92	108	294	460	445	383	330	227	2,247

（各年度3月末現在数）

③居宅介護（介護予防）サービス受給者数

（単位：人）

被保険者	年度	要支援		要介護					計
		1	2	1	2	3	4	5	
第1号	R 3	498	1,694	3,726	4,224	2,341	1,305	496	14,284
	R 4	528	1,788	3,952	4,290	2,375	1,251	497	14,681
第2号	R 3	24	98	2	71	44	23	72	334
	R 4	20	73	4	72	36	26	48	279
総数	R 3	522	1,792	3,728	4,295	2,385	1,328	568	14,618
	R 4	548	1,861	3,956	4,362	2,411	1,277	545	14,960

（月毎受給者数の年度累計数）

④地域密着型（介護予防）サービス受給者数（単位：人）

被保険者	年度	要支援		要介護					計
		1	2	1	2	3	4	5	
第1号	R3	36	82	871	868	717	520	256	3,350
	R4	21	80	1,071	827	618	499	231	3,347
第2号	R3	0	0	0	5	0	3	12	20
	R4	0	0	0	0	0	12	11	23
総数	R3	36	82	871	873	717	523	268	3,370
	R4	21	80	1,071	827	618	511	242	3,370

（月毎受給者数の年度累計数）

⑤施設介護サービス受給者数（単位：人）

被保険者	年度	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	介護医療院	計
第1号	R3	4,177	1,333	0	0	5,510
	R4	4,075	1,278	0	0	5,353
第2号	R3	24	0	0	0	24
	R4	25	2	0	0	27
総数	R3	4,201	1,333	0	0	5,534
	R4	4,100	1,280	0	0	5,580

（月毎受給者数の年度累計数）

⑥介護認定審査会

ア.10 合議体で構成し、1 合議体は 5 人編成で実施しています。また、無任所に医師・歯科医師 10 名の委員を置いています。

イ. 委員構成

保健委員 10 名・医療委員 40 名・福祉委員 10 名 計 60 名

- ウ. 実績：平成 30 年度 審査会回数 86 回
審査件数 2,314 件（生保 10 件含む）
- ウ. 実績：令和元年度 審査会回数 89 回
審査件数 2,321 件（生保 4 件含む）
- ウ. 実績：令和 2 年度 審査会回数 80 回
審査件数 1,905 件（生保 2 件含む）
- ウ. 実績：令和 3 年度 審査会回数 77 回
審査件数 1,831 件（生保 4 件含む）
- ウ. 実績：令和 4 年度 審査会回数 84 回
審査件数 1,924 件（生保 3 件含む）

(2) 低所得者利用者負担軽減対策認定者数 (単位：人)

社会福祉法人等利用者負担	14
利用者負担限度額	413
旧措置者利用者負担	0

(令和5年3月末現在数)

(3) 高額介護（介護予防）サービス費受給件数及び金額

年度	件数	金額（円）	年度	件数	金額（円）
R3	6,937	80,176,323	R4	6,982	81,952,163

(4) 高額医療合算介護（介護予防）サービス費受給件数及び金額

年度	件数 (延数)	金額（円）	年度	件数 (延数)	金額（円）
R3	477	13,475,510	R4	494	12,403,039

(5) 特定入所者介護（介護予防）サービス費受給件数及び金額

年度	件数	金額（円）	年度	件数	金額（円）
R3	8,978	178,028,131	R4	8,364	156,548,650

(6) 地域包括支援センター

名 称	担当地区
東根市地域包括支援センター中央 (東根市社会福祉協議会内)	東根・神町地区
東根市地域包括支援センターしろみず (小田島ふれあい交流館内)	東郷・高崎・大富 小田島・長瀬地区
東根市地域包括支援センターしろみず サブセンター (白水荘内)	東郷・高崎地区

(7) 介護予防・生活支援サービス事業

年度	H30	R 元	R2	R3	R4
通所型サービス A（事業所数）	4	4	4	4	4
通所型サービス B（団体数）	1	1	1	1	1
通所型サービス C（コース数）	7	6	4	4	4

(8) 一般介護予防事業

年度	H30	R 元	R2	R3	R4
介護予防普及啓発事業					
介護予防教室（教室数）	69	68	27	27	33
地域リハビリテーション活動支援事業					
専門職の派遣（回）	24	23	11	10	27
地域介護予防活動支援事業					
ボランティア養成講座の開催（回）	3	3	8	8	6

(9) 介護保険特別会計決算状況

歳入経理状況

(単位：円)

歳入科目	令和3年度決算額	令和4年度決算額	前年度比
保険料			
介護保険料	960,659,472	963,733,432	3,073,960
使用料及び手数料			
手数料	45,870	48,580	2,710
国庫支出金			
介護給付費負担金	773,967,572	733,188,687	-40,778,885
調整交付金	257,569,000	249,009,000	-8,560,000
地域支援事業交付金	49,065,020	50,972,540	1,907,520
災害臨時特例補助金	172,000	0	-172,000
事業費補助金	18,528,000	15,721,000	-2,807,000
支払基金交付金			
介護給付費交付金	1,043,244,000	1,031,566,000	-11,678,000
地域支援事業支援交付金	20,490,000	21,198,000	708,000
都道府県支出金			
都道府県負担金	569,748,661	561,640,853	-8,107,808
財政安定化基金支出金	0	0	0
地域支援事業交付金	22,856,785	25,109,604	2,252,819
財政安定化基金交付金	0	0	0
その他	0	0	0
財産収入	97,026	106,760	9,734
繰入金			
一般会計繰入金	644,639,133	637,180,915	-7,458,218
基金繰入金	0	0	0
繰越金	200,041,780	230,042,887	30,001,107
諸収入	4,638,053	236,453	-4,401,600
歳入合計	4,565,762,372	4,519,754,711	-46,007,661

歳出経理状況

(単位：円)

歳出科目	令和3年度決算額	令和4年度決算額	前年度比
総務費			
総務管理費	68,404,435	61,130,972	-7,273,463
徴収費	1,395,144	1,436,887	41,743
介護認定審査会費	29,870,528	32,140,237	2,269,709
趣旨普及費	163,497	176,110	12,613
保険給付費			
介護サービス等諸費	3,510,759,263	3,479,041,288	-31,717,975
介護予防サービス等諸費	72,725,883	77,407,246	4,681,363
介護給付費審査支払手数料	3,571,205	3,632,190	60,985
高額介護サービス費	93,651,833	94,355,202	703,369
特定入所者介護サービス等費	177,972,697	156,548,650	-21,424,047
財政安定化基金拠出金	0	0	0
地域支援事業			
介護予防・日常生活支援総合事業費	70,742,505	66,604,069	-4,138,436
総合事業費審査支払手数料	305,960	287,221	-18,739
高額介護サービス費相当費	98,657	102,008	3,351
包括的支援事業・任意事業	71,675,125	77,919,867	6,244,742
基金積立金	170,232,000	160,286,760	-9,945,240
諸支出金			
償還金及び還付加算金	64,150,753	98,920,378	34,769,625
予備費	0	0	0
歳出合計	4,335,719,485	4,309,989,085	-25,730,400

10) 児童の福祉

近年、子どもと子育て家庭を取り巻く社会環境は大きく変化しており、子どもや家庭をめぐる課題は複雑化・深刻化し、児童相談所、民生委員・児童委員等関係機関との連携を密にしながら長期的展望にたって対応する必要があります。

組織改編により、令和5年度から当該事務は福祉課からこども家庭課に移管されましたが、令和4年度実施事業として下記の給付金支給事業は、福祉課が行いました。

(1) 給付金事業

◎ 子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)支給事業(国庫補助 10/10)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、子育てに関する負担の増加や収入の減少などの影響を受けている低所得の子育て世帯に対し、対象児童1人につき5万円の特別給付金を支給した。

支給世帯数	194 世帯
支給児童数	357 人

◎ 子育て世帯等臨時特別支援事業(国庫補助 10/10)

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、子育てを力強く支援するため、0歳から高校3年生までの子どもを養育している世帯に、対象児童1人につき10万円の臨時特別給付金を支給した。(令和3年度より継続分)

支給世帯数	48 世帯
支給児童数	52 人

◎ ひがしね子育て応援給付金支給事業(国庫補助 10/10)

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている世帯を支援する観点から、0歳から高校3年生までの子どもを養育している世帯に対し、対象児童1人につき2万円の特別給付金を支給した。

支給世帯数	4,914 世帯
支給児童数	8,425 人

11) 戦傷病者・戦没者遺族等の援護

旧軍人恩給・戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく申立請求についての相談、請求手続進達業務並びに未帰還者・一時帰国者・永住帰国者に対する援護業務を推進するものです。

(1) 戦没者・戦傷病者遺族援護件数 (単位：件)

年度	特別給付金	特別弔慰金
H30	0	11
R 元	1	0
R 2	0	402
R 3	1	8
R 4	1	9

(2) その他の援護件数 (単位：件)

年度	乗車券引換証	手帳交付記載事項変更届	補装具支給・修理	葬祭費支給	死亡届	療養給付
H30	0	0	0	0	0	0
R 元	0	0	0	0	0	0
R 2	0	0	0	0	0	0
R 3	0	0	0	0	0	0
R 4	0	0	0	0	0	0

(3) 一時帰国及び引揚者

年 度	事 項
H8	樺太からの一時帰国者（2名） 中国からの永住帰国者（2名）
H9～R4	帰国者なし

12) 一時応急援護

行旅人に対する JR 運賃（令和4年9月末の回数券販売終了以降は回数券相当額の現金を支給）・食費の支給や、火災発生時の被災世帯に対する寝具を支給しています。

〔応急援護の状況〕 (単位：件)

年度	行旅人一時応急援護件数	火災発生応急援護件数
H30	4	1
R 元	5	1
R 2	3	0
R 3	7	0
R 4	4	5

13) 日本赤十字社関係

日本赤十字社は日本赤十字法に基づき、一定の会費を納める会員によって組織された特殊法人で、人類の福祉と世界の平和のため、国際赤十字の主要な一員として世界 190 カ国の赤十字社と手を携え、国の内外において人道的諸活動を行っている国際的な民間の救護団体です。

本市においても会費の増強運動、災害救援活動、献血推進等、山形県支部の地区分区として各事業を実施しています。

(1) 日赤会員の募集増強運動

安定した日赤活動を展開するための財源の根幹となる会費を確保するために、一世帯一人以上の会員確保を目標とし、会員の増強に取り組んでいます。

会費目標額の収納達成を図るために、各地区区長会（協賛委員）の協力体制を確立し、市民の認識を高め、活動への理解を得るために啓蒙活動を行っています。

〔会費の収納状況〕

年度	目標額（円）	収納額（円）	収納率（％）
H30	9,123,000	8,457,200	92.7
R 元	9,291,000	8,136,600	87.6
R 2	9,240,000	7,945,600	86.0
R 3	9,240,000	7,509,600	81.3
R 4	9,326,000	6,995,700	75.0

(2) 義援金・救済金活動への取り組み

国内で発生した自然災害、海外での災害や紛争における被災地や被災者のため、募金活動を実施します。

(3) 災害救護活動

火災等による被災世帯に対し救援物資、見舞金を支給します。

① 救援物資 県支部 …… 毛布・日用品

② 災害見舞金の支給

全焼・全壊 県支部 …… 20,000 円

市地区 …… 10,000 円

半焼・半壊 県支部 …… 10,000 円

市地区 …… 5,000 円

③ 災害により死亡した方の遺族に対する弔慰金

1 名につき 県支部 …… 20,000 円

市地区 …… 10,000 円

(4) 会員に対する弔慰

会費を納めた会員が死亡した際に弔詞等を奉呈しています。

県支部 … … … 弔詞、絵ローソク

年度	支給件数(件)
H30	409
R 元	417
R 2	363
R 3	365
R 4	416

(5) いのちと健康を守る講習

地域の奉仕団、婦人会、小中学校等を対象に、県支部の指導による救急法等の知識・技術の習得体験を目的とした講習会の普及を図っています。

救急法講習 幼児安全法講習 家庭看護法講習
水上安全法講習 雪上安全法講習

(6) 地域奉仕団活動の推進

地域における奉仕団の充実を図るため、県支部や関係機関と連携を密にし、充実した奉仕団活動が展開されるよう努めています。

令和 5 年 3 月末現在の市内における奉仕団 … 4 奉仕団

(7) 血液事業の推進

市の関係課と連携して血液事業を推進しています。

令和 4 年度採血者数 1,295 人

東根市社会福祉協議会の概要

社会福祉法人東根市社会福祉協議会の概要

1. 法人設立の経緯

昭和 29 年 8 月、1 町 5 村合併により町村毎に結成されていた社会福祉協議会が一本化され東根町社会福祉協議会となる。

その後昭和 33 年 11 月の市制施行とともに東根市社会福祉協議会と改称して以来、地域に生ずる多くの福祉課題に取り組み住民福祉の向上を図ってきた。

昭和 40 年代に入り更に社会経済情勢の変動は著しく、減反をはじめとする農業問題や公害・交通事故の激増・高齢者の医療や年金に係る生活福祉関連の諸問題が大きく取り上げられる時代を迎えた。

40 年代の中ごろからは高度経済成長期として繁栄の途にあったが、一方では福祉的な課題が多く派生する歪みを生じたことも否めない。

特に、困窮世帯の援護対策・青少年の非行・老人、母子父子世帯の対策・保育や留守家庭児童・遊び場不足のことなどの課題は全国的な課題であった。

また、任意団体としての社会福祉協議会は活動面においても地域に生ずる多様な福祉課題の解決を充足するには十分とは言い難い面があった。財政面でも任意団体への行政の補助金等にも限界があった。

社会の進展とともに福祉施策は年々充実はしてきたものの、地域に残された課題は複雑多岐であり、民間活動を推進する社会福祉協議会の組織充実強化がこの頃から強く望まれていたのである。「地域の課題は地域で、住民の手で解決を」という活動の原点から、組織機能の強化策が望まれた訳である。

当時の理事会・評議員会ではこうした意見を重視して多くの検討を重ねた結果、早期に法人格の取得を進めることで一致し、42 年から申請準備に入った。設立当初の役員、基本金としての積立金の確保など難題はあったが、翌 43 年 2 月厚生省に申請し、昭和 43 年 8 月認可を得、事業の推進を図っている。

昭和 43 年 2 月 1 日	厚生省へ申請
昭和 43 年 4 月	事務所を市役所敷地内の北側に設置
昭和 43 年 4 月	専任事務局長制
昭和 43 年 8 月 21 日	認可（厚生省社第 253 号 厚生大臣名）
昭和 43 年 9 月	庁内に「心配ごと相談所」を開設（毎週水曜日）
昭和 43 年 9 月 12 日	法人登記完了
昭和 44 年 4 月から	福祉活動専門員設置、補助金交付
昭和 44 年 5 月	家庭奉仕員設置事業を受託
昭和 45 年から 51 年	市立児童館（5 館）の受託運営実施
昭和 60 年 4 月から	県学童・生徒ボランティア助長事業として市内中学校が指定
昭和 61 年	県地域福祉開発促進事業補助指定
昭和 62 年 4 月から	ふれあい給食サービス事業を市より受託
平成元年 9 月 4 日	事務所所在地を東根丁 100 番地に変更（市役所内）
平成 2 年から 3 年	福祉ボランティアのまちづくり（ボラントピア）事業の実施
平成 3 年 2 月 1 日	住居表示変更により東根市中央一丁目 1 番 1 号に事務所所在地変更
平成 5 年 4 月	浴槽貸出事業実施
平成 6 年 4 月	ホームヘルプサービス事業を市より受託
平成 6 年 4 月	弁護士による「無料法律相談所」を開設（毎月第 2 水曜日）
平成 7 年 4 月	地域福祉介護支援普及事業実施
平成 7 年 5 月	市老人クラブ連合会に嘱託職員（1 名）を配置
平成 7 年 8 月	ホームヘルプサービス事業に登録ヘルパーを配置
平成 8 年から 10 年	ボランティア活動基盤整備事業実施
平成 9 年 3 月	東根市ボランティア連絡協議会発足（21 団体、会員 2,541 人）
平成 10 年 4 月	ホームヘルパーを 1 名増員（計 7 名）

平成 11 年 7 月	ふれあいのまちづくり事業実施
平成 12 年 4 月	職員を 1 名増員
平成 12 年 4 月	介護保険制度施行に伴う指定サービス事業（指定居宅介護支援事業、指定訪問介護事業、指定訪問入浴事業）実施
平成 13 年 2 月	事務所所在地を東根市中央一丁目 3 番 5 号に変更（東根市ふれあいセンター内）
平成 13 年 4 月	基幹型在宅介護支援センター、ファミリー・サポートセンター事業を市より受託
平成 13 年 12 月	小田島ふれあい交流館管理・運営事業を市より受託
平成 14 年 7 月	さくらんぼ遊々館（旧ヨークベニマル 2 階）の管理・運営
平成 15 年 4 月	障害者支援費制度に伴う指定サービス事業の実施
平成 18 年 4 月	地域包括支援センター事業を受託。職員を 1 名増員
	障害者自立支援法制度に伴う指定サービス事業の実施
平成 22 年 4 月	東根市介護予防拠点施設（東根市ふれあいセンター・小田島ふれあい交流館）指定管理
平成 23 年 5 月	被災地支援活動ボランティア「さくらんぼひがしね元気隊」を宮城県東松島市へ派遣
平成 23 年 12 月	社会福祉法人東松島市社会福祉協議会と友好都市社会福祉協議会及び災害時相互支援協定締結
平成 25 年 4 月	災害時における東根市との相互支援に関する協定の締結
	災害ボランティアセンター運営マニュアルの策定
平成 26 年 3 月	東根市地域福祉活動計画の策定
平成 27 年 4 月	生活困窮者自立相談支援事業の受託「生活自立支援相談窓口」の開設
	認知症総合支援事業の受託 認知症地域支援推進員を配置
	生きがい活動支援通所事業（受託）の愛称を「いきいきまじゃ〜れ」に変更
平成 27 年 12 月	指定一般相談支援事業（指定地域移行支援）実施
平成 29 年 4 月	包括的支援事業（在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症初期集中支援推進事業、認知症地域支援・ケア向上事業）の受託
平成 30 年 4 月	地域包括支援センターの名称を「東根市地域包括支援センター中央」に変更
令和 2 年 12 月	一般社団法人東根青年会議所と東根市災害ボランティアセンターの運営等に関する協定の締結
令和 4 年 3 月	東根市成年後見センター事業の受託

2. 目 的

地域住民の要望に応じて明るく住みよい社会をつくるため、あらゆる社会資源を活用して地域住民の参加を得て組織的活動を行うことにより地域福祉の増進に寄与していくことを目的とする。

3. 組 織

事務局所在地	東根市中央一丁目 3 番 5 号（東根市ふれあいセンター内）
事務局職員	正職員 16 名、契約職員 11 名、日々雇用 2 名、登録職員 18 名
執行機関	理 事 15 名（内：会長 1 名、副会長 2 名、常務理事 1 名）
監査機関	監 事 3 名
議決機関	評議員 30 名
協力機関	地区区長会、地区社協、公民館、行政機関、各種団体、施設等

4. 令和5年度事業計画

I 情勢と基本方針

新型コロナウイルス感染症の世界的流行から3年が経過し、経済活動や社会活動の継続的な制限、行動自粛や接触制限などによるつながりの希薄化や失業や休業、就労時間の制限など雇用環境の変化による生活困窮が深刻化し、生活福祉課題はより一層多様化と複雑化しています。

人と人、人と地域がつながり「ふ・く・し」（ふだんの 暮らしの しあわせ）を感じながら生活する日常が失われ、誰もが生きづらさを感じる今だからこそ、住民自らが地域生活課題に気付き、解決に向けて「我が事」として参画することが、誰もが役割を持ち活躍できる「地域共生社会」の実現と「誰一人取り残さない」というSDGs達成のためにも求められているところです。

このような状況の中、東根市社会福祉協議会は、「だれもが安心して暮らせるまちづくり」として、福祉施設、医療機関、自治会、民生委員児童委員、行政など各種機関・団体等との連携を深めながら、各種事業間の調整と事業実施にあたります。

また、「人と人とのつながりの再構築」や「地域での支え合い」、「新しい生活様式」の重要性が高まっており、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、ICTやソーシャルメディア等を積極的に活用しながら、「重層的な支え合い」の形成に向けた包括的支援体制の構築を推進します。

法人内部の運営においては、法人後見事業の推進と相談支援体制の充実・強化、人事評価制度の施行により、技術的・意識的にも支援ニーズの変化への対応力を高め、社会福祉法人改革や働き方改革などの時代要請にも応えるべく、社協という高い公共性を有する法人としての役割を全うして参ります。

以上を踏まえ、次に掲げる重点目標に基づき令和5年度の事業を展開します。

II 重点目標

1. 各地区社会福祉協議会との協働と 住民主体による地域福祉の推進
2. 相談支援体制の充実と 住民ニーズの把握
3. 全ての人の社会参加促進と 豊かな地域共生社会の形成
4. 介護サービス・介護支援の 基盤整備・質の向上・連携推進

Ⅲ 具体的事業活動

法人運営・福祉活動事業

1. 法人運営事業

事業項目	概要等
1,理事会	本会の執行機関として、事業計画・報告及び予算・決算、会長表彰選考等を審議
2,評議員会	本会の議決機関として、事業計画・報告及び予算・決算、理事・監事選任等を審議
3,監査	業務執行状況及び法人財産状況等の監査
4,評議員選任・解任委員会	評議員の選任及び解任を審議
5,役職員研修	(1)県民福祉大会への参加 (2)県社協・関係機関主催の研修会等への参加
6,その他	事務局内部における人事評価制度の施行

2. 社会福祉活動事業

事業項目	概要等
1,住民主体による地域福祉活動推進	「地域力」の醸成に努め、地域における支え合いの仕組みづくりによって、住民主体による福祉活動を推進する
2,各地区社協、民生委員児童委員等との連携による地域活動推進強化	関係機関・団体等と各種事業の連携により、地域福祉ネットワークの強化と地域活動の活性化に努める
3,地域福祉活動計画（2次計画）策定の諸準備	市が策定した「地域福祉計画」の実現に向けて第2次地域福祉活動計画の策定を進める
4,福祉活動功労者表彰	福祉功労者や団体への社協会長表彰と感謝状贈呈
5,ふれあい総合相談所事業	住民の日常生活における多様な心配ごとに対する相談に応じ、住民の福祉の向上を図る (1)常設相談 毎週月～金曜日 8:30～17:00 [社協職員が対応] (2)心配ごと相談 毎週水曜日 9:30～14:30 [9名の相談員が当番制で対応] (3)無料法律相談 毎月第2水曜日 13:00～16:00 [弁護士1名が対応]（予約制）

6,ボランティア活動推進事業	ボランティア活動の普及啓発や情報提供、養成や活動支援を行い、住民の地域福祉への関心を高め、自主的な取り組みの活性化を図る (1)ボランティアに関する情報の管理 (2)ボランティア活動の啓発と普及・情報提供 (3)ボランティアの養成と育成 (4)ボランティア保険事務
7,世代間交流事業	関係機関等が実施する世代間交流事業への協力
8,車イス貸出事業	車イスを必要する方へ無料で貸出、在宅生活や社会参加の支援を図る
9,子供クラブ育成会等 青少年団体との事業協働	青少年育成団体との連携による青少年健全育成の推進と福祉体験事業等への協力
10,友好都市社協交流及び 相互支援事業	友好都市社協である東松島市社協との各種の事業交流及び災害時の相互支援体制の継続と強化
11,災害時相互支援事業	協定締結の東根市と青年会議所をはじめ、各種機関・団体との相互支援体制の整備と強化 (1)災害ボランティアセンター運営マニュアルの検証 (2)災害ボランティアセンター設置訓練の実施
12,災害被災地支援事業	災害時における被災地ボランティアセンターへの職員派遣対応と、市民ボランティア等の派遣による被災地支援活動

3. 地域活動振興事業

事業項目	概要等
1,福祉推進員設置事業	見守り支援、コミュニティ福祉活動を通し、高齢者などが安心・安全に暮らし続けられる地域づくりを目指す (1)福祉推進員の設置と活動周知 (2)三者懇談会と地区別情報交換会の実施 (3)研修会の実施
2,ふれあいいきいきサロン 推進事業	(1)サロンの設置拡大と情報提供及び活動支援 (2)サロンの設置支援と運営補助

4. 共同募金配分金事業・歳末たすけあい配分金事業

事業項目	概要等
1,地域福祉推進大会	地域共生社会の実現に向け、今後の活動への気持ちを新たにするとともに、多年にわたり社会福祉の発展に貢献された方々の表彰を行い、更なる地域福祉の充実を目指す
2,地域活動推進事業	各地区社会福祉協議会の活動支援により、地域における福祉活動の活性化を図る（各地区敬老事業の推進）
3,高齢者生きがい活動推進事業	ふれあいいきいきサロンの立ち上げ支援や運営に関する研修会、講師派遣や情報交換会を実施し、地域における高齢者の生きがいづくり及び居場所づくりの促進を図る (1)サロン設置相談普及事業 (2)サロン運営強化事業 (3)高齢者レクリエーション活動促進事業
4,単身高齢者ふれあい事業	70歳以上の一人暮らし高齢者の健康増進やリフレッシュ、生きがい活動（外出・交流）のきっかけづくりを行う 温泉入浴券・お食事券等の配布
5,介護者リフレッシュ事業	在宅介護者の身体的・精神的負担軽減を図り、生活の質の確保を図るとともに、介護知識の普及啓発等により、介護者の保健福祉向上を図る
6,福祉教育推進事業	児童・生徒の「福祉のこころ」の醸成を目的として実施 (1)福祉協力校指定 3校（小・中・高） (2)福祉体験学習の実施 (3)社協主催事業との協働による世代交流 (4)福祉絵本贈呈（小・中学校）
7,ひとり親世帯等交流・支援事業	(1)親子で過ごす夏休み応援事業 (2)親子でわくわく冬休み応援事業 [市内小学生以下のひとり親家庭] (3)フードパントリー（フードドライブ寄贈品等の配布） [市内小・中学生のひとり親家庭]
8,子育て家庭応援事業	育児に係る不安軽減や日頃の疲れを癒し気分転換を図り、楽しく子育てを続けられるよう、交流事業の実施
9,社協活動広報・広聴事業	「社協だより」発行とホームページ管理、情報発信 (1)社協業務に関する必要事項の周知と、社協運営に対する市民の理解と協力を得る (2)社協に関わる情報の積極的な提供と、市民ニーズを社協業務に反映させる (3)地域の情報を公表し、社協に対する親密度を高め、社協の有効性を認識してもらう

10,赤い羽根共同募金運動	山形県共同募金会東根市共同募金委員会の事務局 共同募金運動に対する理解と共感を高める
11,歳末たすけあい募金 運動	みんなが明るいお正月を迎えられるように市民の助け合い 運動を展開し、各地区社会福祉協議会と連携して配分する

受託事業・指定管理経営事業

5. 指定管理経営事業

事業項目	概要等
1,介護予防拠点施設の 指定管理	(1)東根市ふれあいセンター（東根市中央一丁目3番5号） の管理運営と活用促進・介護予防推進事業の実施 (2)高齢者の介護予防推進、生きがいづくり、仲間（居場所） づくり、閉じこもり予防等を図るための施設の利用促進 と各種団体等の活動支援

6. 受託事業

事業項目	概要等
1,手話奉仕員等養成事業 [市委託]	手話奉仕員養成講座の開催により聴覚しょうがい者も住み よい社会を醸成する（手話サークル「木の芽」に指導依頼）
2,地域介護予防活動支援 事業 [市委託]	介護予防に関するボランティア等の人材養成・研修や地域 における自主的な介護予防活動の支援を行う
3,戦没者追悼式事業 [市委託]	東根市出身戦没者英霊の追悼、恒久平和祈念、追悼演奏等
4,生きがい活動支援通所 事業 [市委託]	温泉入浴や健康づくり事業、仲間との交流を通し、要介護 状態の予防と高齢者の生きがい・健康づくりを推進 「いきいき まじゃ〜れ」【さくらんぼ東根温泉旅館を利用】
5,ふれあい配食サービス 事業 [市委託]	65歳以上一人暮らし高齢者・75歳以上高齢者世帯対象 昼食弁当配達（月2回）【民生委員児童委員・各地域組織の協力】
6,包括的支援事業 [市委託]	(1)在宅医療・介護連携推進事業 北村山第二医療介護連携センターの設置・運営 (2)認知症初期集中支援チーム設置事業 たんとサポートチームの設置 [認知症サポート医1名・保健師1名・社会福祉士1名] (3)認知症地域支援推進員等配置事業 ・認知症地域支援・ケア向上推進事業 ・認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業

7,家族介護支援事業 [市委託]	(1)家族介護教室の実施 (2)介護者交流支援事業（なごみケアカフェ）の実施 (3)認知症サポーター養成講座・ステップアップ講座の実施
8,高齢者施設等ボランティア ポイント事業 [市委託]	高齢者施設へのボランティア活動（登録者・登録事業所） の実績に応じポイントを付与、ボランティア奨励金の交付 （ボランティア活動登録者年齢を18歳以上に拡大）

生活支援事業

7. 生活支援事業

事業項目	概要等
1,福祉サービス利用援助 事業 [県社協委託]	基幹的社協設置による専門員と生活支援員の配置 (1)利用者支援（日常的金銭管理や書類等預かり等） (2)研修会・会議開催、啓発活動 (3)成年後見制度・法人後見事業との連携
2,生活困窮者自立相談支援 事業 [市委託]	「東根市自立相談支援センター」の設置 主任相談支援員・相談支援員兼就労支援員の配置 (1)自立相談支援事業 (2)住居確保給付金の相談及び申請受付 (3)多様な出口支援の醸成等（食料支援・出張相談所等）
3,障害者相談支援事業	事業休止
4,生活福祉資金貸付事業 [県社協委託]	(1)低所得・身障者・高齢者世帯等への自立更生資金としての貸付と償還指導 （総合支援資金・福祉資金・教育支援資金等） (2)貸付フォローアップ支援員設置事業 特例貸付の借受世帯への継続的な相談支援と貸付事業の相談支援体制強化を図るため、貸付相談支援員を配置
5,法人後見事業	法人として成年後見人、保佐人、補助人となることで、 被後見人、被保佐人、被補助人の財産管理及び身上監護 を行い、その権利を擁護する (1)法人後見業務 ・法人後見の受任 ・運営委員会の開催 (2)成年後見センター事業 [市委託] ・成年後見制度に関する相談対応（相談・受任調整等） ・成年後見制度の普及啓発活動 ・成年後見センターの周知活動

低所得世帯支援事業

8. 低所得世帯支援事業

事業項目	概要等
1,善意銀行事業	善意銀行預託と払出業務（貸付）
2,たすけあい資金貸付事業	低所得世帯等への緊急小額資金貸付と償還指導（無利子）

介護保険事業

9. 介護保険事業

事業項目	概要等
1,居宅介護支援事業	ケアプラン作成、予防プラン作成（受託） 要介護認定調査（受託）
2,訪問介護事業	介護保険適用の居宅介護業務及び予防介護業務（身体介護、身体生活、生活援助等） 提供サービス向上と利用拡大、経営基盤の強化
3,ふれあい訪問サービス事業	介護保険適用外の通院介助、認知症の方の見守り、調理や配膳等の有料訪問サービスの独自事業
4,障害者総合支援事業	障害者総合支援法に基づく適用者への居宅介護業務（身体介護・家事援助等）及び障害者移動支援事業の受託
5,在宅家族介護者支援事業 [市委託]	要介護、認知症高齢者、身体障がい者の家族介護者が対象 見守りや話し相手、通院介助、介護知識の提供及び相談等 介護保険外サービスの提供
6,訪問入浴介護事業	介護保険適用の訪問入浴介護業務 （さくらんぼ東根温泉源泉の出前サービスを実施） 利用範囲拡大等による経営基盤の強化
7,身障者訪問入浴サービス事業 [市委託]	介護保険適用外の身体障がい者への訪問入浴サービス事業

地域包括支援センター事業

10. 地域包括支援センター運営事業

事業項目	概要等
1,地域包括支援センター 運営事業 【市委託】	地域ケアシステムを総合的に担う拠点として設置 【東根市地域包括支援センター中央】 三職種（社会福祉士、保健師、主任ケアマネ）を配置 (1)介護予防ケアマネジメント業務（事業対象者等） (2)総合相談支援業務 (3)権利擁護業務 (4)包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
2,生活支援体制整備事業 【市委託】	生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）配置 (1)生活支援体制整備の推進 (2)2層協議体の設置及び運営事務 (3)地域資源の開発 (4)ネットワーク構築
3, 介護予防支援事業	介護保険の予防給付によるケアマネジメントとして実施 (1)介護予防サービス計画の作成（要支援 1・2、事業対象者） （指定居宅介護支援事業所へ一部委託）
4,一般介護予防事業 【市委託】	地域の高齢者に対し、介護予防に関する知識や技術の普及啓発を行う (1)もっとげんき教室の実施 (2)通いの場立ち上げ支援の実施 (3)フレイル予防教室の実施 (4)介護予防普及啓発の実施 (5)地域活動への参加

5. 心配ごと相談所取扱件数、生活福祉資金・たすけあい資金貸付状況

区分 年度	心配ごと相談 無料法律相談 取扱件数 (件)	生活福祉資金		たすけあい資金	
		貸付件数 (件)	貸付額 (円)	貸付件数 (件)	貸付額 (円)
H23	161	44	21,914,000	4	110,000
H24	143	38	24,048,000	1	30,000
H25	155	32	23,023,000	1	30,000
H26	139	17	10,408,000	0	0
H27	144	15	5,483,000	1	20,000
H28	127	12	4,564,000	0	0
H29	133	8	3,836,000	0	0
H30	118	9	6,990,000	0	0
R1	168	11	5,618,000	0	0
R2	178	307	109,416,000	0	0
R3	152	109	50,245,000	0	0
R4	110	30	15,266,000	0	0

6. ふれあい配食サービス事業

65歳以上の1人暮らし高齢者及び75歳以上の高齢者世帯を対象として毎月2回民生委員児童委員と婦人団体等の協力を得て、声掛け励まし、ふれあい、安否確認等を目的として、お昼にふれあい弁当を宅配しております。

年 度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
利用者(人)	317	328	316	334	338	320	315	322	281	296	277	255

7. 共同募金実績の推移

年度	募金実績額 (円)	配分額 (円)	年度	募金実績額 (円)	配分額 (円)
H23	6,620,580	3,471,196	H29	6,891,585	4,201,578
H24	6,242,362	3,584,580	H30	6,864,097	4,260,704
H25	7,079,002	3,086,362	R1	6,933,286	3,995,846
H26	6,698,801	4,227,268	R2	7,020,463	3,986,172
H27	6,844,911	3,744,030	R3	7,135,419	4,039,389
H28	6,769,431	4,316,305	R4	7,137,754	4,145,805

※社協一般会費 一世帯あたり 700 円のほか、賛助会費として、企業、団体等から一口 5,000 円以上の協力を得ています。

東根市内のふれあい・いきいきサロン(高齢者対象)一覧

【令和5年4月1日現在】

No.	サロン名	地 区	会 場	開 催 日	参加費
1	新田町ふれあいサロン	新田町	新田町公民館	年7回(第3水曜日)10時～11時30分 5月～毎週金曜日百歳体操14時～15時	年会費300円
2	やなぎざくら会	柳町1区	東根公民館	毎月第3木曜日 13時～15時	無料
3	三日町いきいきサロン	三日町上下	三日町公民館	年8回(第3水曜日) 10時～11時30分	200円/回
4	六日町ふれあい会	六日町	六日町公民館	年9回(第3金曜日)※6、7、1月は休み 10時～12時	200円/回
5	中ノ目なかよしサロン会	中ノ目	中ノ目ふれあい会館	年6回(10月～3月) 10時～11時30分	200円/回、旅行時1500円
6	東方いきいきサロン むつみ会	東方	東方公民館	年6～7回(10月～3月) 土曜日 13:30～15:30	なし
7	温泉町白金サロン	温泉5区	温泉町5区集会所	毎月第4土曜日 10時～11時30分	200円/回
8	原方サロン会	原方上下	原方公民館	年6回(第3水曜日、4月、11～3月) 10時～11時30分	100円/回
9	大林サロン	大林	大林公民館	年7回(月1回) 13時30分～15時30分	必要に応じて
10	好令者・茶飲会	四ツ家下連合区	四ツ家下連合区集会所	毎月1～2回(第2木曜日) 13時30分～	300円/回
11	並松きらやかサロン	並松	並松集会所	年10回 (1月、8月休み)15日 13時30分～15時	100円/回
12	笑顔はじける 一本木南サロン	一本木南	一本木南公民館	年7回(第3木曜日) 10時～11時30分	100円/回
13	川原いきいきサロン	上川原 下川原 後沢	川原地区多目的集会施設 (川原公民館)	年6回(4、5、11、12、2月) 13時30分～15時30分	無料
14	西戸ふれあいの会	本郷 和合 西戸1、2	西戸公民館	年10回(第2水曜日)※5、6月休み 10時～12時	必要に応じて (300～1000円)
15	向原お茶のみ会	沼沢向原	向原公民館	年6回(7、11～3月)土、日曜日 10時～12時	無料
16	ふれあいサロンいしざき	高崎新田区	新田区公民館 高崎地区公民館	年6回以上、第3または4日曜日 13時～15時30分	必要に応じて負担
17	ふれあいサロン原宿	原宿	原宿公民館	年6回(金曜日又は土曜日) 13時30分～15時30分	200円/回
18	西原いきいきサロン	西原	西原公民館	年6回以上 9時～12時	100～300円/回
19	下悪戸ふれあい いきいきサロン	下悪戸	下悪戸公民館	年5回 10時～12時	随時
20	遊々会	神町上区	神町上地区公民館	年13回 第2火曜日 13時30分～15時30分	年1,000円
21	新田いきいきサロン	神町 新田上下1.2	新田公民館	奇数月年6回 10時～11時30分	年1,000円
22	ほほえみ会	若木	若木研修センター	月1回 10時～12時、13時30分～15時30分	1回200円～500円
23	営団健康教室	営団	営団公民館	年6～7回開催(1月～3月)水曜日午後 13時30分～15時	初回500円
24	若葉サロン	若葉町	若葉町公民館	年4回(4、7、10、12月) 10時～11時30分	1人200円
25	活き活きサロン「来楽」	大森山南区	大森山南公民館	年10回 4月～3月 9時30分～12時	年会費1000円、不定期参加200円/1回、 特別会費1000円
26	にこにこサロン	羽入第二区	羽入第二区会館	毎月1回(最終日曜日) 10時～11時30分	200円/回
27	三ツ屋ふれあいサロン	三ツ屋地区	三ツ屋公民館	4月～月1回(全10回) 10時～11時30分	200円/回
28	荷口なかよしサロン	荷口	荷口公民館	4月～12月 月1回(6・11月農繁期避ける)水曜日(8・9 月は木曜日、12月は日曜日) 10時～11時30分	年会費1000円
29	藤助新田いきいきサロン よつば会	藤助新田	藤助新田公民館	月1回(6・9月なし、開催日は打合せで) 9時30分～11時30分	200円 (初回は300円)保険料分
30	いきいきサロン「空の会」	柏原	柏原公民館	毎月20日前後の金曜日、月1回、年12回 10時～11時30分	100～200円/回
31	東いきいきサロン	東	東公民館	年6回、第3木曜日 13時30～	約200円
32	「ではり」ふれあいサロン	出張	出張区公民館	5月・7月・9月・11月12月・2月の第4金曜日14:00～ 6回以上	200円/回
33	中央ふれあいサロン	中央	中央北斗公民館	4～3月年8回 平日開催(主に午後)	200円/回
34	北斗いきいきサロン	北斗	中央北斗公民館	年6回(6～8月休み) 10時～11時30分	200円/回
35	幕壇ふれあいサロン	幕壇	幕壇公民館	月1回 第二火曜日 10時～11時30分	無料
36	大堀ふれあいサロン	大堀	大堀集落センター	年7回 10時～12時	300～500円/回
37	野田北げんきサロン	野田北	野田北公民館	年6回(春1回、11月～3月) 10時～11時30分	100円
38	内町ふれあいサロン	内町	内町公民館	年6回(5月～3月) 10時～11時30分	200円/回
39	中宿ふれあいサロン	中宿	中宿公民館	年6回 10時～11時30分	200円/回
40	新町いきいきサロン	新町	新町公民館	年6回(水曜日) 10時頃	500円以内
41	郡山いきいきサロン	郡山上下	郡山公民館	年7回(8月～3月)第一木曜日 13時30分～15時	なし
42	東なかよし会	東1区2区	長瀬公民館	毎月1回 9時30分～11時30分	100円～200円程度
43	南十字サロン	南1区2区	長瀬公民館	年6回(10月～3月) 月1回木曜日 10時～11時30分	200円/回
44	長瀬サロン西	西区楯区	三分団西の堀集会所	年6～7回 10時～11時30分	無料(必要時集金)
45	城北サロン	城北1区2区3区	城北公民館	月1回 (4月、10月～2月)第三火曜日 10時～11時30分	なし
46	ふれあいサロンまつざわ	松沢地区	松沢構造改善センター	月1回程度(7月～3月) 10時～11時30分	100円/回

制度の概要

【制 度 の 概 要】

令和5年4月1日現在

身体障害者福祉

制 度 (事業名)	対 象 者	制 度 内 容	申請に必要なもの	負担 割合	担当係
身体障害者 手帳交付	上肢、下肢、体幹、 視覚、聴覚、言語、 呼吸器、心臓、腎 臓、肝臓、膀胱又 は直腸、小腸、免 疫機能に障がいがある人	身体に障がいがある人は診断書を添えて、 県知事に手帳の申請をすることができる。障 がいの程度、内容によって各種制度を利用で きる範囲があり、補装具の交付、更生医療の 給付等の福祉サービスが受けられる。	・申請書 ・印鑑 ・指定医の診断書 ・本人の写真 ・個人番号カード		福 祉 相談係
補装具の交 付及び修理	身体障害者手帳の 交付を受けている 人	盲人安全杖、補聴器、義肢、装具、車椅子 等の交付及びこれらの修理 本人及び配偶者の市民税額により費用負担 がある。	・申請書 ・印鑑 ・身体障害者手帳 ・意見書 ・見積書	国 1/2 県 1/4 市 1/4	
更生医療の 給付	身体障害者手帳の 交付を受けている 18才以上の人。た だし、指定医療機 関がある。	身体上の障がい（主に目、耳、肢体、心臓、 腎臓）を軽くしたり、取り除いたりすること により、日常生活を容易にするための医療給 付。ただし、心臓障がい者は手術及びこれに 伴う医療、腎臓障がい者は血液透析療法及び これに伴う医療に限る。 本人が加入している保険と同一保険に加入 している世帯員の市民税額等により費用負担 がある。	・申請書 ・印鑑 ・身体障害者手帳 ・指定医の意見書 ・概算額算出明細 書 ・保険証、医療証 ・同意書 ・個人番号カード	国 1/2 県 1/4 市 1/4	
自動車操作 訓練費助成	身体障害者手帳の 所持者で、免許証 に身体障がい者用 の特殊な装置が備 えられている自動 車に限定する旨の 条件が付与されて いる人	自動車教習所において、身体障がい者用の 特殊な装置が備えられている自動車により操 作訓練を受け免許を取得した人に対し、免許 取得に要した費用の3分の2以内で、10万円 を限度に助成する。	・申請書 ・印鑑 ・身体障害者手帳 ・運転免許証 ・車検証 ・教習所の領収証	市単独	
自動車改造 費助成	身体障害者手帳の 交付を受けている 人	身体障がい者が就労等社会生活への参加に 伴い、自ら運転し、所有又は取得する自動車 の改造に要する費用について、10万円を限度 に助成する。所得制限がある。	・申請書 ・印鑑 ・運転免許証 ・見積書 ・車検証 ・身体障害者手帳 ・同意書	市単独	

制 度 (事業名)	対 象 者	制 度 内 容	申請に必要なもの	負担 割合	担当係
介護用車両 費助成	下肢障がい、移動機能障がい1・2級、体幹障がい1～3級までの身体障害者手帳所持者、又は市長が車椅子等を使用しなければ外出が困難と認めた身体障がい者のいる世帯	重度身体障がい者の介護に伴い、身体障がい者本人又は生計を一にする人が所有又は取得する自動車を車椅子の使用に配慮した改造や購入をする場合、改造などに要する経費の1/2以内で20万円を限度に助成する。所得制限がある。	・申請書 ・印鑑 ・運転免許証 ・見積書 ・車検証 ・身体障害者手帳 ・同意書	市単独	福 祉 相談係
人工透析患者通院交通費助成	じん臓機能障がいの手帳交付を受けている人で、本人と生計中心者（本人と同居世帯）の前年分の所得税非課税の人	人工透析療法を受けるため、交通機関（自家用車も含む）を利用して通院している人に対し、通院距離に応じて、通院費を助成する。 助成限度月額 往復 15Km未満 1,500 円 15Km～30Km 2,000 円 30Km以上 3,000 円	・申請書 ・印鑑 ・身体障害者手帳 ・通院証明書 ・同意書	県総合 交付金 市	
身体障がい者等駐車施設利用証の交付	身体障害者手帳保持者(※のとおり)療育手帳保持者「A」程度精神障害者保健福祉手帳1級	身体障がい者用駐車場施設の利用のため、利用証を交付する。 ※視覚障がい4級以上、聴覚障害3級以上平衡機能障がい5級以上、上肢機能障がい2級以上、下肢又は移動機能障がい6級以上、体幹機能障がい5級以上、内部機能障がい4級以上、難病患者、高齢者要介護1以上、妊産婦、けが人等	・申請書 ・印鑑 ・身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳		
訪問入浴サービス事業	65才未満の重度身体障がい者で移送に耐えられない人	週1回程度、訪問により入浴サービスを提供する。	・申請書 ・印鑑	国 1/2 県 1/4 市 1/4	社 会 福 祉 協議会
在宅酸素療法者支援事業	呼吸器機能障がいの身体障害者手帳保持者で、在宅酸素療法を行っている人	・月額 4,000 円支給 ・支給月 9月・3月 (医療費負担軽減制度の該当者は除く)	・申請書 ・印鑑 ・証明書 ・身体障害者手帳	県総合 交付金 市	福 祉 相談係
重度脊髄損傷者等日常生活維持費	満20才以上の在宅者で、身体障害者手帳1・2級所持者のうち脊髄損傷者、頸椎損傷者又は日常生活で自立して車椅子を使用している人	・月 額 2,500 円 ・支給月 9月・3月	・申請書 ・印鑑 ・身体障害者手帳	市単独	

制 度 (事業名)	対 象 者	制 度 内 容	申請に必要なもの	負担 割合	担当係
おむつ支給	常時失禁状態にある心身障がい者で生計中心者の前年所得税が非課税の世帯（在宅介護）	清潔で心地良い臥床生活を営まれるよう、月額 7,500 円を限度とした給付券の交付を行う。	・ 申請書 ・ 印鑑 ・ 同意書	県総合 交付金 市	
	常時失禁状態にある心身障がい者で生計中心者の前年所得税が課税されている世帯（在宅介護）	清潔で心地良い臥床生活を営まれるよう、月額 4,000 円を限度とした給付券の交付を行う。	・ 申請書 ・ 印鑑 ・ 同意書	市単独	
障害福祉サービス	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者手帳を所持している人等（精神障がい、障害年金、自立支援医療の支給が決定になっている人等を含む）	在宅で介護や家事の援助を受けたり施設に通所したり、短期間入所する等のサービスを受けられる。 また、施設に入所して、日中の活動を支援したり、住まいの場におけるサービスを行う。入浴・排泄、食事の介護や、自立の為の訓練を受けることができる。	・ 申請書 ・ 収入等申告書 ・ 同意書 ・ 印鑑 ・ 障害者手帳 ・ 保険証 ※年金証書 ※所得証明書	国 1/2 県 1/4 市 1/4	福 祉 相談係
ガイドヘルパー派遣	重度の視覚障がい者	公的機関、医療機関、身体障がい者福祉団体等の会議に赴く時、又は補装具の購入等のため外出する時に付添者を派遣する。	・ 申請書 ・ 印鑑	国 1/2 県 1/4 市 1/4	
手話通訳要約筆記奉仕員派遣	身障手帳所持者で聴覚、音声機能又は言語機能障がい者	公的機関、医療機関、就職手続き等に関する場合に通訳者及び奉仕員を派遣する。	・ 申請書 ・ 印鑑		
福祉タクシー又は給油利用券（いずれか選択）	①身体障害者手帳所持者（1 級から 3 級まで） ②療育手帳所持者 A・B ③精神障害者保健福祉手帳所持者（1 級から 3 級まで）	・ 福祉タクシー券 小型タクシー500 円券を年間最大 45 枚支給する。請求金額の範囲内で 1 回につき 3 枚まで利用可能。 ・ リフト付タクシー券 下肢、体幹及び移動機能障がい者 1・2 級の方にリフト付タクシー3,000 円券を年間最大 24 枚交付する。請求金額の範囲内で 1 回につき 2 枚まで利用可能。 ・ 給油利用券 自家用自動車の所有者に給油券を助成 月×1 枚（500 円券）	・ 申請書 ・ 印鑑 ・ 身体障害者手帳 ・ 療育手帳 ・ 精神障害者保健福祉手帳	市単独	地 域 福祉係
身体障害者相談員	身体に障がいのある人等	身体障がい者の自立と社会経済活動への参加に関する相談に応じ。指導・助言を行うと共に関係機関への連絡等を行う。		市単独	
福祉バス	福祉団体等	会議、研修、視察、慰問、奉仕活動など、集団で参加する時に運行する。	・ ふれあい号使用 申込書	市単独	
声の広報	視覚障がい者で希望する人	録音（カセットテープ・CD）により、視覚障がい者に月 1 回『市報ひがしね』に掲載されている内容を知らせる。		国 1/2 県 1/4 市 1/4	

身体障害者福祉、知的障害者福祉

制 度 (事業名)	対 象 者	制 度 内 容	申請に必要なもの	負担 割合	担当係
特別障害者 手当	日常生活において、常時特別の介護を必要とする精神又は身体に著しく重度の障がいがある人 ①20才以上の人 ②施設に入所していない人 ③3か月以上入院していない人	国民年金の障害年金1級程度の障がいがある2つ以上重複する人。障害年金1級程度の障がいを1つ有し、同年金2級程度の障がいがある2つ以上重複する人。 ◎手当月額 27,980円 ◎支払期間 認定請求をした日の属する月の翌月から手当を支給すべき事由の消滅した日の属する月まで ◎支払期日 毎年2月・5月・8月・11月各月の10日 (その日が土曜日・日曜日・祭日の場合は前日) ◎所得制限 本人又は配偶者若しくは扶養義務者の所得状況によって、手当が支給停止されることがある。	・認定請求書 ・印鑑 ・診断書 ・所得状況届(年金受給者の場合は証書の写) ・個人番号カード	国 3/4 市 1/4	福 祉 相談係
障害児福祉 手当	日常生活において、精神又は身体に重度の障がいがあるため、常時の介護を必要とする人 ①20才未満の人 ②施設に入所していない人	◎手当月額 15,220円 ◎支払期間 特別障害者手当の場合と同様 ◎支払期日 〃 ◎所得制限 〃	・認定請求書 ・印鑑 ・診断書 ・所得状況届(年金受給者の場合は証書の写) ・個人番号カード	国 3/4 市 1/4	
経過措置による福祉手当	①昭和61年3月31日において20才以上であること。 ②昭和61年4月1日において従前の福祉手当の受給資格を有する人 ③特別障害者手当を受けることができない人 ④障害者年金を受けることのできない人	◎手当月額 15,220円 ◎支払期間 昭和61年4月1日以降引き続き福祉手当の支払要件に該当する場合支給する。 ◎支払期日 特別障害者手当の場合と同様 ◎所得制限 〃 ※原則として、新規の認定はない。		国 3/4 市 1/4	

制 度 (事業名)	対象者	制度内容	申請に必要なもの	負担 割合	担当係
重度心身障 がい（児） 者医療証の 交付	心身に重度の障 がいがある人で次の いずれかに該当す る人（身障手帳 1・2 級、療育手帳 A、精 神障害者保健福祉手 帳 1 級の所持者、障 害基礎年金 1 級の受 給権者、特別児童扶 養手当 1 級の障がい の状態にある者等）	心身に重度の障がいがある人の医療費を軽 減または無料化するための制度。一部負担金 有の場合、本人の負担額は医療費の 1 割とな る。ただし、医療機関、薬局、訪問看護ステ ーションごとに、外来・調剤・訪問看護は一 月に 14,000 円、入院は一月に 57,600 円が限 度になります。 一部負担金無の場合、医療費は無料。	・印鑑 ・保険証 ・障害の状態を証 明するもの（左 記の各種手帳・ 証書等）	県 1/2 市 1/2	市民課 保 険 年金係
東根市重度 心身障害児 養育手当	重度心身障がい児 （3 才以上 20 才未 満）を養育してい る人（障がい児と 同居し、これを介 護しかつ、生計を 維持する人） 障がい程度 ①身体障がい者等 級 1・2 級 ②知的障がい児で 常時介護を有する 者で市長が認めた 人	（イ）障がい児の養育を怠っていると認め られるときは支給しない。 （ロ）障がい児が施設に入所している場合は 該当しない。 （ハ）所得制限なし ・支払月額 3,000 円（1 人につき） ・支払期日 毎年 3 月・6 月・9 月・12 月 各月末日支払 ・支払方法 口座払	・申請書 ・印鑑 ・診断書 ・身体障害者手帳	市単独	福 祉 相談係

制 度 (事業名)	対 象 者	制 度 内 容	申請に 必要なもの	負担 割合	担当係															
心身障害者 扶養共済制 度	障がい者の将来の 生活安定のため、 扶養者がこの制度 に加入して掛金を し、加入者が障が い者より先に死亡 又は重度障がいと なった場合、その 月より障がい者に 毎月 20,000 円(2 口 加 入 の 人 は 40,000 円)の年金 が生涯にわたって 支給される。	◎加入できる方 ・県内に住所があること ・65 才未満であること ・現在、病気や特別の障がいがないこと ◎心身障がい者とは ・知的障がい者 ・身体障がい者等級 1 級～3 級までの人 ・精神又は身体に永続的な障がいがあり、 上記 2 つと同程度と認められる人(精神 病、自閉症、脳性麻痺、進行性筋萎縮症 等) ◎加入期間が 20 年以上で、かつ加入者が 65 才以上になったとき掛金は全額免除され る。 ◎世帯員の市民税の課税状況により掛金が一 部免除される。 ◎掛金を 2 か月間滞納すると脱退したもの とみなされる。 ◎障がい者が加入者より先に死亡した場合は 次の加入期間に応じて一時金として弔慰金 が支給される。	・加入申込書 ・印鑑 ・加入者告知書 ・障害証明書又は 身体障害者手帳 ・住民票謄本(加 入者、障がい者) ・年金管理 者指定届	県総合 交付金	福 祉 相談係															
		1 ヶ月の掛金 (令和 5 年 3 月 31 日現在)																		
		<table><tr><td>年齢</td><td>35 才未満</td><td>35～39 才</td><td>40～44 才</td><td>45～49 才</td><td>50～54 才</td><td>55～59 才</td><td>60～64 才</td></tr><tr><td>掛金</td><td>9,300 円</td><td>11,400 円</td><td>14,300 円</td><td>17,300 円</td><td>18,800 円</td><td>20,700 円</td><td>23,300 円</td></tr></table>	年齢			35 才未満	35～39 才	40～44 才	45～49 才	50～54 才	55～59 才	60～64 才	掛金	9,300 円	11,400 円	14,300 円	17,300 円	18,800 円	20,700 円	23,300 円
年齢	35 才未満	35～39 才	40～44 才	45～49 才	50～54 才	55～59 才	60～64 才													
掛金	9,300 円	11,400 円	14,300 円	17,300 円	18,800 円	20,700 円	23,300 円													
日常生活用 具の給付	・身体障害者手帳 所持者 ただし、障がい程 度や障がい部位に よる	日常生活を容易にするために介護・訓練支 援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援 用具、情報意思疎通支援用具、排泄管理支援 用具、住宅改修費を給付する。本人及び同一 世帯の者(利用者が 18 歳以上の場合はその配 偶者に限る)の市民税額に応じて費用負担が ある。	・申請書 ・印鑑 ・身体障害者手帳 ・同意書 ・見積書	国 1/2 県 1/4 市 1/4																

制 度 (事業名)	対 象 者	制 度 内 容	申請に 必要なもの	負担 割合	担当係
自動車税 軽自動車税 自動車取得 税の免除	1. 身体障害者手帳所持者 身体障がい者本人、又は身体障がい者と生計を一にする者が専らその身体障がい者のために使用する場合。ただし、1人につき1台で事業用は除く。	普通自動車 ・免除申請は県総合支庁の税務担当課に行う。 ただし、家族・介護者運転の場合は住民票謄本、通院・通学証明書等が必要。 ・自動車取得時の自動車税、取得税の免除申請は自動車税事務所に行う。 ※障がい程度（等級）によってあてはまらない場合がある。 軽自動車 ・免除申請は市税務課で。ただし家族・介護者運転の場合は通院・通学証明等が必要。	・申請書 ・印鑑 ・車検証 ・身体障害者手帳 ・住民票謄本 ・通院通学証明書 ・運転免許証		
	2. 療育手帳者 A 所持者と生計を一にする者が専らその知的障がい者のために使用する場合。ただし、1人につき1台、事業用は除く。	身体障がい者の家族・介護者運転と同様。	(同上) ・療育手帳		
	3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者	身体障がい者と同様。	(同上) ・精神障害者保健福祉手帳		
JR の旅客運賃割引	1. 身体障害者手帳所持者 1 種 本人と介護者 1 名 2 種 本人のみ *ただし、定期券を使用する 12 才未満の第 2 種身体障がい者の場合、介護者 1 名をつけることができる。	割引率 ・1 種＜介護者付＞ 区間制限なく乗車券・急行券・回数券・定期券が 5 割引。ただし、介護者付で乗車する場合。 ・1 種＜単身利用＞ 片道 100Km を超える時普通乗車券が 5 割引。 ・2 種＜単身利用＞ 1 種単身利用に同じ。 ・2 種＜12 才未満で介護者付＞ 介護者の定期券が 5 割引。 *乗車券を求める際、各社窓口到手帳を提示する。	・身体障害者手帳		福 祉 相談係
	2. 療育手帳所持者 A 本人と 介護者 1 名 B 本人のみ *ただし、定期券を使用する 12 才未満の第 2 種の場合、介護者 1 名をつけることができる。	割引率 ・A＜介護者付＞ 区間制限なく介護者とも 5 割引。乗車券・急行券・回数券・定期券が対象。 ・A＜単身利用＞ 片道 100Km を超える時普通乗車券が 5 割引。 ・B＜単身利用＞ A 単身利用に同じ ・B＜12 才未満で介護者付＞ 介護者の定期券が 5 割引。 *乗車券を求める際、各社窓口到手帳を提示する。	・療育手帳		

制 度 (事業名)	対 象 者	制 度 内 容	申請に 必要なもの	負担 割合	担当係
航空運賃の 割引	12 才以上の身体障害者手帳所持者 1 種 本人と 介護者 1 名 2 種 本人のみ	搭乗券を求める際、各社窓口到手帳を提示する。	・身体障害者手帳		福 祉 相談係
	12 才以上の療育手帳所持者 A 本人と 介護者 1 名 B 本人のみ	搭乗券を求める際、各社窓口到手帳を提示する。	・療育手帳		
バス運賃の 割引	身体障害者手帳所持者 (第 1 種身体障害者手帳を所持する場合は介護人共)	割引率は、1 種、2 種共に 5 割引。 山形交通、庄内交通のバス路線で、距離に制限はない。 運賃支払時、手帳を提出必要	・身体障害者手帳		
	療育手帳所持者 (療育手帳 A を所持する場合は介護人共)	割引率は、A、B 共に 5 割引 山形交通、庄内交通のバス路線で、距離に制限はない。 運賃支払時、手帳を提示必要	・療育手帳		
	精神障害者保健福祉手帳所持者 (精神障害者保健福祉手帳 1 級を所持する場合は介護供)	割引率は、1 ～ 3 級共に 5 割引 山形交通、庄内交通のバス路線で、距離に制限はない。 運賃支払時、手帳を提示必要	・精神障害者保健福祉手帳		
有料道路通行料金割引	①全ての身体障がい者が自ら運転する場合。 ②1 種の身体障がい者又は療育 A の知的障がい者を乗せて介護者が運転する場合。	・通行料金が 5 割引 ・福祉事務所で対象車両の登録と身体障害者手帳又は療育手帳に割引対象の記載を受け、有料道路利用時に提示する。	・申請書 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・運転免許証 ・車検証 ・ E T C カード ・ E T C 車載器管理番号		

制 度 (事業名)	対 象 者	制 度 内 容	申請に 必要なもの	負担 割合	担当係
NHK 放送受 信料の免除	〈全額免除〉 身体障がい・知的障がい・精神障がい者のいる世帯で、かつ世帯構成員全員が市町村民税非課税 〈半額免除〉 ①身体障がい者 身体障害者手帳所持者で、障がい等級１・２級又は視覚、聴覚障がい者 ②知的障がい者 療育手帳Ａ所持者 ③精神障がい者 精神障害者保健福祉手帳１級所持者 ※ただし、本人が世帯主で受信契約を結んでいる人。	・福祉事務所から免除申請書に証明を受けた後、NHK 放送局に申請する。	・申請書 ・印鑑 ・各障害者手帳		福 祉 相談係

知的障害者福祉

制 度 (事業名)	対 象 者	制 度 内 容	申請に 必要なもの	負担 割合	担当係
療育手帳交付	市内に居住し、中央児童相談所又は知的障がい者更生相談所において知的障がい者(児)と判定された人	・障がいの程度によってA(重度)とB(中軽度)に分けられる。 ・交付を受けることにより、各種の福祉サービスが受けられる。	・申請書 ・印鑑 ・本人の写真		福 祉 相談係
知的障害者相談員	知的障がい(児)者	・知的障がい被害者の自立と社会経済活動への参加に関する相談に応じ、指導・助言を行うと共に関係機関への連絡等を行う。		市単独	

精神障害者福祉

制 度 (事業名)	対 象 者	制 度 内 容	申請に 必要なもの	負担 割合	担当係
精神障害者保健福祉手帳交付	精神の病気(統合失調症、躁うつ病、てんかん、器質精神病等)があり、精神障がいのため長期にわたり日常生活や社会生活への制約がある人	・障がいの程度によって1級から3級に区分される。 ・交付を受けることにより、各種の福祉サービスが受けられる。	・申請書 ・印鑑 ・本人の写真 ・次のいずれか ①診断書 ②障害年金証書(年金振込通知書)、同意書 ・現在交付を受けている手帳(更新の場合)		福 祉 相談係
自立支援医療(精神通院医療)	統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障がい、精神病質その他の精神疾患を有する人で、一定の病状を示す精神障がいのため、通院による精神医療を継続的に要する程度の病状にある人	・通院医療費の自己負担額が原則1割となる。(世帯の所得によっては自己負担上限額が設定される。) ・通院する病院、薬局等を1か所事前に指定する。 ・認定期間は1年(再認定手続は3か月前から可能)	・申請書 ・印鑑 ・保険証 ・同意書 ・本人の収入が確認できるもの(非課税世帯) ・診断書 ・現在交付を受けている受給者証(再認定、変更の場合)	県	

身体障害者福祉、高齢者福祉

制 度 (事業名)	対 象 者	制 度 内 容	申請に 必要なもの	負担 割合	担当係
在宅家族介護者支援事業	・ 要介護高齢者（要介護認定 1～5 を受けている人、身体障害者手帳 1 級又は 2 級を所持している人）を在宅で介護している家族 ・ 一人暮らしの要介護高齢者等	・ 要介護高齢者の通院介助や見守り・話し相手、介護者に対する介護知識の提供や介護に関する悩みの相談等、介護保険適用外のサービスを提供する。 利用は 1 回 2 時間までで、1 か月 8 時間を限度とし、利用料金は実施事業所により異なる。	・ 申請書 ・ 印鑑 ・ 介護保険被保険者証 ・ 身体障害者手帳	市単独	介護保険係
高齢者移動サービス事業	要介護 1 以上の認定を受けた人で、移動の際にリフト付タクシーやストレッチャー装着車の利用が必要な人	・ 1 枚 3,000 円の助成券を年間最大で 24 枚交付。1 回の利用につき、2 枚まで使用可能。	・ 申請書 ・ 印鑑 ・ 介護保険被保険者証	市単独	長 寿 支援係
生きがい活動支援通所事業	65 歳以上の介助なしで入浴や各種活動ができる人で、要介護（支援）認定を受けていない人	・ 温泉を会場に、健康づくり事業や仲間との交流、趣味娯楽活動等を行い、高齢者に生き生きとした生活を送ってもらう。	・ 申請書 ・ 印鑑 ・ 申請は東根市社会福祉協議会		
ヘルプアップ住ま居る事業（旧軽度生活援助事業）	① 65 歳以上の高齢者のみ世帯 ② 65 歳以上の高齢者と障がい者（身体障害者手帳 1・2 級所持者）のみ世帯 ③ 障がい者のみ世帯 ④ ①～③に準ずる世帯	・ 従前の軽度生活援助事業に、在宅高齢者を災害から守るサービスや、日常生活での環境整備・家事援助サービスを加えてリニューアルし、高齢者の生活支援サービスをより充実させ、高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう支援する。援助内容は、家周辺の手入れや除雪、買い物代行など。	・ 申請書 ・ 印鑑 ・ 申請は東根市シルバー人材センター		
家族介護用品支給事業	要介護 4・5 または 1～3 で常時失禁状態にあるか中度程度以上の認知症がある高齢者を介護している家族	・ 介護している家族に紙おむつ等の介護用品を購入できる助成券を支給する。 市民税課税世帯 月 4,000 円 市民税非課税世帯 月 7,500 円	・ 申請書 ・ 印鑑 ・ 介護保険被保険者証		

制度 (事業名)	対象者	制度内容	申請に 必要なもの	負担 割合	担当係
ふれあい配 食サービス	①65 歳以上のひ とり暮らしの世帯 ②75 歳以上の高 齢者のみ世帯 ③ ①、②に準ず る世帯	・月2回、弁当を居宅に配達し、安否の確 認をするとともに、食関連サービスの利用 調整を行う (個人負担1食 150円)	・申請書 ・申請は東根市社 会福祉協議会	市単独	長 寿 支援係
高齢者社会 参加促進事 業(おでか けさぼーと タクシー事 業)	70 歳以上の高 齢者で本人・配偶 者ともに運転免 許証がなく、介護 保険の要介護(支 援)認定を受けて いない、かつ、福 祉タクシー券の 交付を受けてい ない人	・助成額500円の券を年間最大で30枚交付。 (市中心部より5キロ以上の地域 高崎、 東郷の一部、大富の一部は45枚交付)	・申請書 ・印鑑 ・加入する医療保 険の被保険者証		
養護老人 ホーム	おおむね65歳 以上の人で、身体 上、精神上または 環境上の理由及 び経済上の理由 により、居宅にお いて養護を受け ることが困難な人	・入所判定委員会で養護老人ホーム入所の 判定を受けた人を入所させ養護する。 ＜費用の負担＞ 入所者及びその扶養義務者の負担能力 に応じて額が決定される。	・申請書 ・印鑑 ・健康診断書		
緊急通報体 制等整備事 業	65 歳以上の1 人暮らし高齢者 及び高齢者のみ の世帯	・緊急事態に対応するため、高齢者等の自 宅に緊急通報機器を設置し、在宅での生活 を支援する。 (自己負担金 月300円)	・申請書 ・確約書 ・印鑑		
高齢者世帯 等雪下ろし 等支援事業	市内に住所を 有し、以下のいず れかに該当する 世帯(ただし、生 活保護を受けて いる世帯は除く) ①65 歳以上のみ の世帯 ②65 歳以上及び 障がい者(※) のみの世帯 ③障がい者のみ の世帯 ④ ①、②、③に準 ずる世帯 ※身体障害者手帳 1・2級、療育手帳A 精神障害者保健福祉 手帳1級所持者	・雪下ろし等の作業に要した費用の一部を 補助する。 非課税世帯：要した費用の5分の4以内の 額で、上限は同一年度内40,000円 課税世帯：要した費用の2分の1以内の額 で、上限は同一年度内25,000円 ※家族間の実施費用は不可。	・申請書(民生・ 児童委員の確認 が必要) ・業者からの請求 書(作業内容が 明記されている もの) ・業者からの領収 書 ・補助金請求書(口 座番号等が必要) ・印鑑		

制度 (事業名)	対象者	制度内容	申請に 必要なもの	負担 割合	担当係
はいかい高 齢者家族等 支援事業	認知症による はいかいのみら れる高齢者また はその家族	・認知症高齢者がはいかいで居場所がわか らなくなった場合に備え、GPS機能付き の機器とサービスを利用する場合の費用を 助成する。 (助成内容) 初期費用(上限10,000円/1回のみ)と 基本料金(上限700円/月)	・申請書 ・利用明細がわか る請求書と領収 書	市単独	長 寿 支援係
高齢者見守 りネットワ ーク事業	単身で生活し ている高齢者や 高齢者のみ世帯 等	・民生委員を地域福祉相談員に任命し、見 守りが必要な高齢者を「高齢者見守りネッ トワーク」に登録し、担当区域内における 高齢者世帯の訪問や日常生活に対する支援 を行う。	・登録書 ・加入届 ・申請は東根市地 域包括支援セン ター		
SOSネッ トワーク事 業	はいかいのお それのある高 齢者や若年性認知 症の人	・認知症によるはいかきの不安がある高 齢者を「SOSネットワーク」に登録し、行 方不明になった場合、警察等の関係機関に 登録情報を提供し、早期解決を図るための 体制を構築する。	・登録書 ・加入届 ・申請は東根市地 域包括支援セン ター		
地域福祉相 談員	単身で生活し ている高齢者や 高齢者のみ世帯 等及び支援を要 する子育て世帯	・おおむね月2回程度訪問し、相談に応ず る。		市単独	地 域 福祉係
高齢者施設 等ボランテ ィアポイン ト事業	18歳以上(高校 生は除く)でボラ ンティア登録を した人	・平成29年度開始事業。介護施設等で実施 したボランティア活動にポイントを付与 し、奨励金を交付する。 10ポイント・・・1,000円(年度内100ポ イントまで交換可)	・登録申請書 ・奨励金交付申請 書 ・印鑑 ・登録及び奨励金 交付申請は東根 市社会福祉協議会	市単独	長 寿 支援係
敬老祝品	・米寿 88歳(数え年) ・白寿 99歳(数え年) ・長寿 100歳(満年齢)	記念品の贈呈 市・・・米寿 県・・・白寿 国・・・長寿(総理大臣祝)		市単独 県単独 国	地 域 福祉係
東根市大け ゃき長寿祝	数え年100歳に なる人で、4月1 日現在東根市住 民基本台帳に登 載されている人。 ただし、贈呈時 において存命の 人。	【連続して20年以上居住している方】 (1) 祝金 10万円(在宅者) 祝金 5万円(福祉施設居住者) (2) 賀詞 (3) 贈呈時期 年度初めの早い時期とし、遅くとも5 月末までに贈呈 【上記以外の方】 (1) 記念品 (2) 賀詞 (3) 上記と同様		市単独	

児童福祉

制 度 (事業名)	対 象 者	制 度 内 容	申請に 必要なもの	負担 割合	担当係														
特別児童 扶養手当	精神又は身体に障 がいをもつ児童 (20 歳未満) の父 または母または障 がい児を養育して いる人	次の場合は該当しない ① 障がいをもつ児童を養育している年金給付を受け ることができるとき。 ② 対象児童が施設入所している場合。 <table><tr><td>手当額</td><td>R5.3.31 現在</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">※所得制 限あり</td><td>1 級 1 人につき</td><td>52,400 円</td></tr><tr><td>2 級 1 人につき</td><td>34,900 円</td></tr><tr><td>支払期日</td><td colspan="2">毎年 4 月、8 月、11 月各月の 11 日 ※それぞれの月の前月までの 4 ケ月分が支払われる。 ※11 月期は 11 月分まで支払</td></tr><tr><td>支払方法</td><td colspan="2">口座振込</td></tr></table>	手当額	R5.3.31 現在		※所得制 限あり	1 級 1 人につき	52,400 円	2 級 1 人につき	34,900 円	支払期日	毎年 4 月、8 月、11 月各月の 11 日 ※それぞれの月の前月までの 4 ケ月分が支払われる。 ※11 月期は 11 月分まで支払		支払方法	口座振込		・認定請求書 ・印鑑 ・対象児童の戸籍 謄本 ・診断書 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・個人番号カード ◎別居監護の場合 ・申立書 ・学校長の在学証 明等	国 10/10	福 祉 相 談 係
手当額	R5.3.31 現在																		
※所得制 限あり	1 級 1 人につき	52,400 円																	
	2 級 1 人につき	34,900 円																	
支払期日	毎年 4 月、8 月、11 月各月の 11 日 ※それぞれの月の前月までの 4 ケ月分が支払われる。 ※11 月期は 11 月分まで支払																		
支払方法	口座振込																		
児 童 手 当	中 学 校 卒 業 まで (15 歳の誕生日後 の最初の 3 月 31 日 まで) の児童を養育 している人	支給月額 一人あたり 0 歳～3 歳未満 15,000 円 3 歳～小学校修了前 (第 1 子、第 2 子) 10,000 円 3 歳～小学校修了前 (第 3 子以降) 15,000 円 中学生 10,000 円 (一律) ※2 段階に所得制限が設けられており、受給 者の所得が 1 段階目の所得制限限度額以上の 場合は特例給付 5,000 円 (一律) が支給され、 2 段階目の所得制限限度額以上の場合は、手 当は支給されない。	・認定請求書 (2 人目以降は、額 改定認定請求書) ・保険証又は年金 などの加入証明 書 ・預金通帳	被用者 (3 歳 未満) 国 37/45 県 4/45 市 4/45 その他 国 2/3 県 1/6 市 1/6	地 域 福 祉 係														
家庭児童 相談室	児童のいる一般家 庭	家庭相談員による児童相談、調査指導、児 童相談所への送致等			地 域 福 祉 係														
育成医療	18 歳未満の児童、 手術などを必要と する者で比較的短 期間で治療効果の ある人	◎対象疾患 ①肢体不自由者②視覚障がい③聴覚平衡機能 障がい④音声、言語機能障がい⑤心臓疾患⑥ 心臓疾患以外の先天性内臓疾患⑦腎臓疾患 ◎給付内容 ①診察②薬剤又は治療材料の支給③医学的処 置、手術及び治療並びに施術④病院又は診療 所への収容⑤看護⑥移送 ◎自己負担 児童の属する世帯の市民税額等に応じて定 める金額を自己負担する。	・申請書 ・印鑑 ・指定医の意見書 ・概算額算出明細 書 ・保険証、医療証 ・同意書	国 1/2 県 1/4 市 1/4	県児童 相談所 福 祉 相 談 係														

その他の福祉

制 度 (事業名)	対 象 者	制 度 内 容	申請に 必要なもの	負担 割合	担当係
生活保護	年齢を問わず、生活に困窮するすべての者が対象。資産・稼働能力・扶養義務者からの援助、その他あらゆるものを活用しても、なお生活できない者	自力で最低生活を営むことの出来ない者に対し、その者の金銭又は物品で満たすことの出来ない不足分を、厚生労働大臣の定める基準生活費の範囲内で保護する。	・印鑑 ・資産証明書、収入証明書、扶養義務者名簿、預貯金通帳等	国 3/4 市 1/4	福 祉 相談係
救護施設	障がいがあるために、独立して日常生活が出来ない要保護者	身体上又は精神上の障がいや経済的な問題があるため、独立した日常生活を送ることが困難な要保護者を収容し、生活扶助を行う。	・申請書 ・診断書 ・印鑑 ・資産証明書、収入証明書、扶養義務者名簿、預貯金通帳等	国 3/4 市 1/4	
生活福祉資金貸付	低所得世帯及び身体障がい者世帯、知的障がい者世帯並びに日常生活上介護を要する65歳以上の高齢世帯で他から必要な援助融資を受けることが困難な世帯で、資金融資を受けることにより、独立自活できると認められる世帯	低所得者、高齢者、身体障がい者等に対し、資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を営めるようにする。 更生資金、身障更生資金、生活資金、福祉金住宅資金、修学資金、療養資金、災害援護資金 ① 限度額、償還期限等は資金により異なる。 ② 利子は、年3%（就学資金は無利子）	・申請書 ・印鑑 ・連帯保証人 1名以上 ・見積書 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・所得証明		社 会 福 祉 協議会
たすけあい資金貸付	低所得世帯で他から必要な援助融資を受けることが困難で、緊急に資金を要する世帯	生活一般 5万円以内 (ただし、特別貸付7万円以内)	・印鑑 ・民生委員意見書等 ・保証人1名		

市内の主な福祉施設一覧

市内の主な福祉施設一覧

計画相談支援・障害児相談支援

事業者名	住 所	電話番号	FAX	法 人 名
特定相談支援センター大けやきの家	東根市大林二丁目3-15-6	53-9111	53-9112	社会福祉法人東根福祉会
相談支援センターりいぶる	東根市中央二丁目11-2	53-0475	53-0476	一般社団法人 山形地域福祉サポート協会
相談支援事業所つながるあかり	東根市中央三丁目3-5	48-7600	48-7611	トレンディワールド株式会社

地域移行支援

事業者名	所在地	電話番号	FAX	法 人 名
相談支援センターりいぶる	東根市中央二丁目11-2	53-0475	53-0476	一般社団法人 山形地域福祉サポート協会
相談支援事業所つながるあかり	東根市中央三丁目3-5	48-7600	48-7611	トレンディワールド株式会社

地域定着支援

事業者名	所在地	電話番号	FAX	法 人 名
相談支援センターりいぶる	東根市中央二丁目11-2	53-0475	53-0476	一般社団法人 山形地域福祉サポート協会

居宅介護・重度訪問介護

事業者名	所在地	電話番号	FAX	法 人 名
東根市社会福祉協議会居宅介護事業所	東根市中央一丁目3-5	53-8211	42-1350	社会福祉法人 東根市社会福祉協議会
にこにこヘルパーステーション	東根市温泉町二丁目1-19	41-1125	41-1124	有限会社 にこにこらいふ社
ニチイケアセンター東根	東根市神町東一丁目17-30	49-1551	49-1552	株式会社ニチイ学館
ニチイケアセンター東根北	東根市小林一丁目4-1 ICパレス1階A号室	48-6456	48-6457	株式会社ニチイ学館

同行援護

事業者名	所在地	電話番号	FAX	法 人 名
ニチイケアセンター東根	東根市神町東一丁目17-30	49-1551	49-1552	株式会社ニチイ学館

生活介護

事業者名	所在地	電話番号	FAX	法 人 名
多機能型支援センター大けやきの家	東根市大林二丁目3-15-6	53-9111	53-9112	社会福祉法人東根福祉会
生活介護事業所ピースひがしね	東根市中央西3-5 東根福祉プラザ	53-0154	53-0164	ユニオンソーシャルシステム株式会社

自立訓練（生活訓練）

事業者名	住 所	電話番号	FAX	法 人 名
つながるアカデミー	東根市中央三丁目3-5	48-7600	48-7611	トレンディワールド株式会社

就労移行支援

事業者名	住 所	電話番号	FAX	法 人 名
就労移行支援事業所 ピース 第Ⅱ大林	東根市大林二丁目4-40 大林福祉プラザ	48-6202	48-6212	ユニオンソーシャルシステム株式会社
つながるアカデミー	東根市中央三丁目3-5	48-7600	48-7611	トレンディワールド株式会社

就労継続支援A型

事業者名	住 所	電話番号	FAX	法 人 名
就労継続支援A型事業所ピース大林	東根市大林二丁目4-40 大林福祉プラザ	48-6202	48-6212	ユニオンソーシャルシステム株式会社

就労継続支援B型

事業者名	住 所	電話番号	FAX	法 人 名
就労支援センターこすもすの家	東根市大字野川2074番地の103	44-1566	44-1567	社会福祉法人東根福祉会
多機能型支援センター大けやきの家	東根市大林二丁目3-15-6	53-9111	53-9112	社会福祉法人東根福祉会
つながるアカデミー	東根市中央三丁目3-5	48-7600	48-7611	トレンディワールド株式会社

共同生活援助（グループホーム）

事業者名	住 所	電話番号	FAX	法 人 名
みやま荘共同生活事業所 みやま東根グループホーム	東根市中央三丁目12-17	72-7877	73-3253	社会福祉法人 山形県社会福祉事業団

児童発達支援センター

事業者名	住 所	電話番号	FAX	法 人 名
児童発達支援センターつながる	東根市中央三丁目3-5	48-7600	48-7611	トレンディワールド株式会社

児童発達支援（センター以外）及び放課後等デイサービス

事業者名	住 所	電話番号	FAX	法 人 名
つながるチャコ第1教室	東根市中央三丁目15-30	53-6580	53-6581	トレンディワールド株式会社
つながるチャコ第2教室	東根市中央三丁目1-27	53-6580	53-6581	トレンディワールド株式会社
つながるチャコ第3教室	東根市中央三丁目15-1 パレスさくらんぼ002	53-6580	53-6581	トレンディワールド株式会社
ピース ひがしね	東根市中央西3-5 東根福祉プラザ	53-0154	53-0164	ユニオンソーシャルシステム株式会社
つながるゼミナール	東根市中央三丁目3-5	48-7600	48-7611	トレンディワールド株式会社
放課後等デイサービス大けやき	東根市神町中央一丁目3-48 プラザ神町111号室	53-0298	53-0297	社会福祉法人東根福祉会

保育所等訪問支援

事業者名	住 所	電話番号	FAX	法人名
保育所等訪問支援事業所 ピース ひがしね	東根市中央西3-5 東根福祉プラザ	53-0154	53-0164	ユニオンソーシャルシステム 株式会社
保育所等訪問支援つながる	東根市中央三丁目3-5	48-7600	48-7611	トレンディワールド株式会社

その他障がい者施設

施設名	住所	電話番号	FAX	法人名
山形県身体障がい者保養所 東紅苑	東根市温泉町二丁目16-1	43-2061	43-2422	山形県身体障害者福祉協 会

令和5年7月24日現在

居宅介護支援（要介護1～5のケアプラン作成を担当）

事業者名	住 所	市外局番(0237)		法人名
		電話番号	FAX	
ケアプランセンター東根	東根市大字野川2074-99	44-2786	44-2376	社会福祉法人 東根福祉会
東根市社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業所	東根市中央一丁目3-5	53-8211	42-1350	社会福祉法人 東根市社会福祉協議会
居宅介護支援事業所 にこにこヘルパーステーション	東根市温泉町二丁目1番19号	41-1125	41-1124	有限会社 にこにこらいふ社
ナーシングホームさくらんぼ 在宅介護支援センター	東根市大字野田1921番地	36-0086	36-0018	医療法人敬愛会
居宅介護支援事業所おさなぎ	東根市中島通り一丁目25号	47-1234	47-4888	社会福祉法人明東会
居宅介護支援事業所ソーレ東根	東根市温泉町二丁目5番3-5号	53-0362	53-8801	社会福祉法人 たいよう福祉会
居宅介護支援事業所まごころ	東根市大字羽入500番地1 アエロボールA112号室	53-1620	53-6119	株式会社まごころ
在宅ケアサポートこもれび	東根市中央四丁目3-10	53-1106	53-0213	株式会社こもれび
指定居宅介護支援事業所 はなまるはあと	東根市大字猪野沢147番地の内1号	44-2555	53-0856	株式会社 ソーシャルケアおやまだ
ケアプランセンターりんく	東根市大字島大堀270番地	22-9283	22-9287	株式会社link
山形ロイヤル病院 指定居宅介護支援事業所	東根市大森二丁目3-6	43-8222	43-8279	医療法人財団明理会

介護予防支援（要支援1・2、総合事業対象者のケアプラン作成を担当）

事業者名	住 所	市外局番(0237)		法人名
		電話番号	FAX	
東根市地域包括支援センター中央 （東根地区・神町地区）	東根市中央一丁目3-5	42-3939	43-2331	社会福祉法人 東根市社会福祉協議会
東根市地域包括支援センターしろみず （大富地区・小田島地区・長瀬地区）	東根市大字郡山672	53-0600	53-0609	社会福祉法人 東根福祉会
東根市地域包括支援センターしろみず サブセンター（東郷地区・高崎地区）	東根市大字野川2074-99	53-0606	44-2376	社会福祉法人 東根福祉会

小規模多機能型居宅介護（原則として、東根市内の方のみが利用できます）

事業者名	住 所	市外局番(0237)		法人名
		電話番号	FAX	
小規模多機能施設本丸ホーム	東根市本丸南一丁目10-16	43-6611	43-6981	社会福祉法人 東根福祉会
ニチケアセンター神町 小規模多機能型居宅介護ニチのやわらぎ	東根市神町東一丁目16番58号	49-2201	49-2202	株式会社ニチ学館
まごころ	東根市大字羽入500-6	53-1621	53-1622	株式会社まごころ
ケアセンターとこしえ さくらんぼ東根駅前	東根市さくらんぼ駅前三丁目1番20号	53-1178	53-1186	株式会社テイクオフ

通所介護（デイサービス）

事業者名	住 所	市外局番(0237)		法人名
		電話番号	FAX	
ニチケアセンター東根	東根市神町東一丁目17-30	49-1553	49-1552	株式会社ニチイ学館
デイサービスセンター白水荘	東根市大字野川2074-99	44-2784	44-2883	社会福祉法人 東根福祉会
デイサービスセンター第二白水荘	東根市大字蟹沢897-1	41-1132	42-6121	社会福祉法人 東根福祉会
デイサービスセンターおさなぎ	東根市中島通り一丁目25号	47-1234	47-4888	社会福祉法人明東会
ほっとデイサービスセンター水晶館	東根市温泉町一丁目15番10号	43-2133	43-2915	有限会社阿部
通所介護事業所ソーレ東根	東根市温泉町二丁目5番3-5号	53-8800	53-8801	社会福祉法人 たいよう福祉会
宅老所じんまち	東根市神町西三丁目4番62号	49-1556	49-1577	株式会社 東北福祉サービス
デイこもれび	東根市中央四丁目3番10号	53-0212	53-0213	株式会社こもれび
月あかり神町	東根市神町北四丁目2番3号	53-1889	53-1890	株式会社 東北福祉サービス
デイサービスまごころ	東根市中央一丁目11番3号	53-6636	43-2910	株式会社まごころ
ゆいケア	東根市温泉町二丁目2番20号	43-5678	43-5679	株式会社結

地域密着型通所介護（原則として、要介護1～5の東根市内の方のみが利用できます）

事業者名	住 所	市外局番(0237)		法人名
		電話番号	FAX	
にこにこファミリアデイサービス	東根市温泉町二丁目1番19号	41-1125	41-1124	有限会社 にこにこらいふ社

認知症対応型通所介護（原則として、東根市内の方のみが利用できます）

事業者名	住 所	市外局番(0237)		法人名
		電話番号	FAX	
デイサービスセンター第二白水荘	東根市大字蟹沢897-1	41-1132	42-6121	社会福祉法人 東根福祉会
デイサービスセンター白水荘	東根市大字野川2074-99	44-2784	44-2883	社会福祉法人 東根福祉会

通所型サービスA（原則として、要支援1・2、総合事業対象者の東根市内の方のみが利用できます）

事業者名	住 所	市外局番(0237)		法人名
		電話番号	FAX	
いしかわ接骨院	東根市大字蟹沢403番地	43-2045	43-5705	公益社団法人 山形県柔道整復師会
下山接骨院	東根市板垣大通り22号	48-3445	48-3445	公益社団法人 山形県柔道整復師会
原田整骨院	東根市中央西2番1号	43-2563	43-2563	公益社団法人 山形県柔道整復師会
ひがしね接骨院いとう	東根市温泉町一丁目16番8号	41-1622	41-1622	公益社団法人 山形県柔道整復師会

通所リハビリテーション（デイケア）

事業者名	住 所	市外局番(0237)		法人名
		電話番号	FAX	
山形ロイヤル病院デイケアセンター	東根市大森二丁目3-6	43-8080	43-8227	医療法人社団明理会
ナーシングホームさくらんぼ	東根市大字野田1921番地	36-0017	36-0018	医療法人敬愛会
通所リハビリテーション もり	東根市本丸西四丁目1番48号	48-7739	48-7749	医療法人 延世会

訪問介護

事業者名	住 所	市外局番(0237)		法人名
		電話番号	FAX	
東根市社会福祉協議会 指定訪問介護事業所	東根市中央一丁目3-5	53-8211	42-1350	社会福祉法人 東根市社会福祉協議会
ニチケアセンター東根	東根市神町東一丁目17-30	49-1551	49-1552	株式会社ニチイ学館
にこにこヘルパーステーション	東根市温泉町二丁目1番19号	41-1125	41-1124	有限会社 にこにこらいふ社
ニチケアセンター東根北	東根市小林一丁目4番1号 ICパレス1階A号室	48-6456	48-6457	株式会社ニチイ学館
訪問介護ステーションなごみ	東根市中央四丁目2番5号 グレースフルシティB212	48-9690	48-9691	株式会社NEXT STAGE
ヘルパーステーション もり	東根市本丸西四丁目1番48号	48-7739	48-7749	医療法人 延世会

訪問リハビリテーション

事業者名	住 所	市外局番(0237)		法人名
		電話番号	FAX	
山形ロイヤル病院 訪問リハビリテーション	東根市大森二丁目3-6	43-8080	43-8227	医療法人社団明理会
ナーシングホームさくらんぼ	東根市大字野田1921番地	36-0017	36-0018	医療法人敬愛会

訪問看護

事業者名	住 所	市外局番(0237)		法人名
		電話番号	FAX	
訪問看護ステーションにじ	東根市温泉町三丁目4番38-110号	53-6424	53-6404	ドリーム株式会社
医療法人財団明理会 山形ロイヤル訪問看護ステーション	東根市大森二丁目3-6	53-6815	53-6816	医療法人財団明理会
訪問看護ステーション もり	東根市本丸西四丁目1番48号	48-7739	48-7749	医療法人 延世会

訪問入浴介護

事業者名	住 所	市外局番(0237)		法人名
		電話番号	FAX	
東根市社会福祉協議会 指定訪問入浴介護事業所	東根市中央一丁目3-5	53-8211	42-1350	社会福祉法人 東根市社会福祉協議会

福祉用具貸与・販売、住宅改修

事業者名	住 所	市外局番(0237)		法人名
		電話番号	FAX	
さふらん東根店	東根市大字蟹沢1790-2	43-1234	53-6660	有限会社本間商会
株式会社ライフケアサポート	東根市温泉町一丁目13番10号	43-6833	43-6832	株式会社 ライフケアサポート
株式会社かんきょう山形支店	東根市大林二丁目1番3号	43-0294	43-5963	株式会社かんきょう

短期入所 生活・療養介護（ショートステイ）

事業者名	住 所	市外局番(0237)		法人名
		電話番号	FAX	
ナーシングホームさくらんぼ	東根市大字野田1921番地	36-0017	36-0018	医療法人敬愛会
短期入所施設白水荘	東根市大字野川2074-99	44-2366	44-2376	社会福祉法人 東根福祉会
短期入所施設第二白水荘	東根市大字蟹沢897-1	41-1121	42-6121	社会福祉法人 東根福祉会
ショートステイおさなぎ	東根市中島通り一丁目25号	47-1234	47-4888	社会福祉法人明東会
短期入所生活介護事業所ソーレ東根	東根市温泉町二丁目5番3-5号	53-8802	53-8801	社会福祉法人 たいよう福祉会

特別養護老人ホーム（原則として、要介護3～5の方のみが利用できます）

事業者名	住 所	市外局番(0237)		法人名
		電話番号	FAX	
特別養護老人ホーム白水荘	東根市大字野川2074-99	44-2366	44-2376	社会福祉法人 東根福祉会
特別養護老人ホーム第二白水荘	東根市大字蟹沢897-1	41-1121	42-6121	社会福祉法人 東根福祉会
特別養護老人ホームおさなぎ	東根市中島通り一丁目25号	47-1234	47-4888	社会福祉法人明東会
特別養護老人ホームソーレ東根	東根市温泉町二丁目5番3-5号	53-8800	53-8801	社会福祉法人 たいよう福祉会
特別養護老人ホームおとおみ	東根市大字羽入2072番地1	53-1250	53-1251	社会福祉法人 ユトリア会

地域密着型特別養護老人ホーム（原則として、要介護3～5の東根市内の方のみが利用できます）

事業者名	住 所	市外局番(0237)		法人名
		電話番号	FAX	
地域密着型特別養護老人ホーム 本丸ホーム	東根市本丸南一丁目10-16	43-6980	43-6981	社会福祉法人 東根福祉会

介護老人保健施設（要介護1～5の方のみが利用できます）

事業者名	住 所	市外局番(0237)		法人名
		電話番号	FAX	
ナーシングホームさくらんぼ	東根市大字野田1921番地	36-0017	36-0018	医療法人敬愛会

認知症対応型共同生活介護（原則として、要支援2・要介護1～5の東根市内の方のみが利用できます）

事業者名	住 所	市外局番(0237)		法人名
		電話番号	FAX	
グループホームさくらんぼ	東根市大字野田1924番地	41-2828	43-1001	医療法人敬愛会
ニチケアセンター神町 グループホームニチイのほほえみ	東根市神町東一丁目16番58号	49-2821	49-2822	株式会社ニチイ学館
グループホームソーレ東根	東根市温泉町二丁目5番15号	43-7727	43-7728	社会福祉法人 たいよう福祉会
グループホームとうごう	東根市大字泉郷386番地1	41-5022	41-5023	株式会社 東北福祉サービス

特定施設入居者生活介護

事業者名	住 所	市外局番(0237)		法人名
		電話番号	FAX	
特定施設入居者生活介護事業所 ソーレ東根	東根市温泉町二丁目5番3-5号	53-8811	53-8801	社会福祉法人 たいよう福祉会